

総務産業委員会報告書

令和3年2月12日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 川崎輝通

令和3年2月12日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備考
1 農林水産業についての調査研究 ①渚の交番事業について	継続調査	—
2 入札・契約についての調査研究 ① 入札制度について	継続調査	—
3 財産管理についての調査研究 ① 備前片上駅周辺整備事業について ② 旧アルファビゼン跡地活用事業について	継続調査	—

<報告事項>

- 土壌汚染対策法に基づく手続きの不備について（建設部、産業部、総務部）
- 令和3年1月寒波に伴う被害報告について（水道課）
- 検針中の物損事故に係る和解について（水道課）
- 民間による企業用団地造成に対する支援制度について（産業観光課）
- 久々井団地造成に伴う宅地分譲計画について（産業観光課）
- 有害鳥獣駆除班の編制に関する要綱について（農政水産課）
- 伊部、浦伊部地区の区画整理事業廃止後のまちづくりについて（都市住宅課）
- 住みたい田舎ベストランキングについて（都市住宅課）
- 令和3年度の移住・定住関係補助事業について（都市住宅課）
- 八塔寺国際交流ヴィラの所管替えについて（企画課）
- 国土強靱化地域計画について（危機管理課）
- 振り込め詐欺に関する通報について（危機管理課）
- 建物火災、林野火災について（危機管理課）
- 宿直業務の民間委託の状況について（総務課）
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分について（財政課）
- 一般競争入札による市有財産の売払いについて（契約管財課）
- 分庁舎のアスベストについて（契約管財課）

- 金融機関からの公金取扱いに係る要望とその対応について（会計課）
- 監査委員事務局共同設置の有効性に関する調査報告書について（監査委員事務局）
- 監査専門委員の共同設置について（監査委員事務局）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項（産業部・建設部関係）	2
所管事務調査	35
農林水産業についての調査研究	35
報告事項（市長公室・総務部外関係）	41
所管事務調査	48
入札・契約についての調査研究	48
財産管理についての調査研究	51
閉会	58

総務産業委員会記録

招集日時	令和3年2月12日（金）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後3時49分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	田口豊作
	委員	橋本逸夫		土器　豊
		掛谷　繁		尾川直行
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	森本洋子	青山孝樹	
	報道	あり		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	佐藤行弘	企画課長	桑原淳司
	危機管理課長	大森康晴		
	施設建設・再編課長 兼契約管財課長	梶藤　勲	総務課長	河井健治
	財政課長	榮　研二		
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	春森弘晃
	産業部長	岩崎和久	農政水産課長	中畑喜久弥
	産業観光課長	芳田　猛	都市住宅課長	大森賢二
	建設部長	藤森　亨	水道課長	杉本成彦
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○川崎委員長 おはようございます。

ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の招集案件は閉会中の継続調査事件となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策により説明員を入れ替えて行います。

まずは、産業部、建設部について行い、続いて市長公室、総務部ほか関係について行います。

なお、それぞれ報告事項、閉会中の継続調査事件の順に行いますので、御承知おきます。また、案件の終了した説明員の方は順次退席いただいて結構です。

***** 報告事項（産業部・建設部関係） *****

それではまず、産業部、建設部に関わる報告事項をお受けいたします。

○藤森建設部長 建設部、産業部、総務部を代表して私から報告いたします。

土壤汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案についてです。お配りしている資料に沿って説明します。

1の土壤汚染対策法についてですが、土壤汚染対策の実施を図り国民の健康を保護することを目的に平成15年2月に施行されています。

次に、2の土壤汚染対策法第4条に基づく届出についてですが、法の改正により平成22年4月から3,000平米以上の土地の形質の変更を行う場合、着手の30日前までに知事等への届出が義務づけられました。そして、知事等は届出内容を審査して、土壤汚染のおそれがある場合は土地所有者等に調査命令を行うことができるようになっていきます。土地の形質の変更は掘削、盛土の別を問わず、変更の部分の面積が一定規模以上となる行為が対象です。

その届出の対象を1ページの中ほどに表にしております。備前市の場合はこの赤色の部分、平成22年4月以降の発注工事でこの(3)番、3,000平米以上が対象となっております。

3、今回の事案に至った経緯ですけれども、令和2年度後半から岡山県や岡山市など他の自治体で土壤汚染対策法に基づく届出が必要であるにもかかわらず、無届けで工事を行っていた事案が度々新聞報道されました。備前市でも同じような事案がないか調査し、対象について備前県民局地域政策部環境課と12月8日、15日に協議を行いました。その結果、4件の工事が無届けとなる工事と確認され、令和3年1月18日付で備前県民局地域政策部長から備前市建設部長宛てに届出を出すよう通知がありました。

それから4番、無届けの件数ですが、届出が必要である工事9件を一覧にしています。総務部、産業部、建設部関係の工事が対象になっています。この中で無届け事案となったものは、番号のところで見ていただくと建設課分の②、③、④、水道課分の⑤の4件となりました。

次に5番、無届けとなってしまった原因についてですが、私を含む担当職員が3,000平米以上の開発行為や造成工事の届出の必要性については認識していましたが、道路や河川工事の対象について解釈の認識不足が原因と思っております。その継続工事の解釈として、表の建設課分

の②、③、④のように何年もかけて単年度ごとに発注してきていますが、年度ごとの工事が3,000平米以上、または継続費を含んで発注している工事が3,000平米以上になる場合は届出が必要と認識していましたが、県との協議では計画路線全体で考えて3,000平米以上になるものが対象であると指摘されました。また、事業別の解釈として表の水道課分⑤のように、配水池工事で2,400平米、進入路の道路新設工事で2,900平米を別発注しており、別事業であると認識していましたが。県との協議ではこれは同一事業であると指摘され、無届けの事案の対象になってしまいました。

以上のような認識不足、解釈の違いが原因になったと考えております。

それから6番、その後の対応についてですが、通知指導のあった4件の工事について表の備考に書いておりますが、1月中に届出を行いました。また、担当職員の解釈も、通知に併せて認識を統一しております。県との協議の中で、毎年度の工事の状況確認を行う整理表の作成をするようにしました。その内容としましては、事業の担当係長が毎年度当初に土壌汚染対策法の届出が必要な地区を整理表にまとめ、年度末に進捗状況と届出の状況を記入し所属長に報告するようにしました。土地の形質の変更面積が3,000平米未満であっても、累積して3,000平米以上になる可能性がある事業についても整理表に記入するようにしました。担当者の異動があった場合でも、漏れがないように適切に引継ぎを行います。

以上のような対応を考えております。

○川崎委員長 ありがとうございます。

いろいろ問題があるようですので報告事項について、一件ずつ質問をお受けして、次の報告に移りたいと思います。

○橋本委員 ただいまの報告を聞いてちょっとびっくりしとんですけれども、無届けだったということで、これによって例えば県から処分を受けるとかというようなことはないんですね。

○藤森建設部長 今のところ、その話はまだ聞いていません。

○橋本委員 それと併せて、土壌汚染という観点から何らかの不都合があったというようなこともないと、ただ単に届出を失念しておったということだけで済む問題ですか。

○藤森建設部長 今回の対象になっている箇所が山を切ったり道路を切ったり川を広げたりだったので、特段変なものが出てきたというようなことは全くなかったもので、問題はないと考えております。

○橋本委員 了解です。

○掛谷委員 3の経緯のところで令和2年度後半から岡山県、岡山市など無届けで工事を行った事案が度々新聞報道されましたとございます。というのは、この土壌汚染対策法というのがいつ頃できたのかということと、何で、令和2年から、以前にもこの法律ができて、それ以降もあつたんじゃないか。経緯は経緯なんだけど、対策法はいつできたのかと思うんですけど。

○藤森建設部長 環境課のほうが詳しいと思うんですけども、平成15年2月にこの土壌汚染対策法が施行されたと聞いています。それで、平成22年4月にこの赤線をつけている1番、2番

以外の土地、表の3, 000平米以上の土地も対象にしますよということがこの22年に強化されております。それから、変なものが出るようなところだったら土地の調査をなさいという指導もできるようになっております。それからの話になってくると思います。

ただ、これが発覚したというのが、道路とか河川を広げるということについては官地だったので、官地とか用地買収しているところで、そういう認識が多分担当者もなかったんだと思います。開発行為については3, 000平米以上が県の指導とか届出が要るというのは皆さん知っているんで、それは当然していたと思うんですけども、道路とか川をいらうということについて、そこまでなかったと思います。

ただ、最初に、岡山県では県が11月頃に発表しました。岡山県はどうして調べたんかといいますと、その前に広島県が発覚して発表したということで、岡山県もないかということで調べたそうです。それに併せて各市町村がその後いろいろ調べ出しました。それで、岡山市が発表し、倉敷市が発表し、つい最近は笠岡市が発表したと思います。それに併せて、備前市も3, 000平米以上の道路とか川の改良工事がなかったのかということでもいろいろ調べて、これはこういう解釈ではないんでしょうかということも12月8日と15日に行って協議をしました。そのときに、1年ごと発注するのが対象ではなく全体計画で3, 000平米を超えたら出すですよというような指導があって、ここで対象が4件あったということです。

ただ、その間に続けて発注していても途中1年以上とか用地買収の関係で間が空いたというのは対象外ですよというようなことを言われましたが、この川とか道路とかが対象になると皆さんが言われ出したのが去年ということでもどんどん広がっていったと思っております。

○掛谷委員 大体分かりました。

私が推測するに、何か問題があったんじゃないかと、臆測で物を言っちゃいけないんですけども、こういうことがあったことを見逃したというのは県にしてもほかの自治体にしてもそんなことはしないと思うんですよ、こういう法律ですからね。何かあったんじゃないかな、その辺は何か分かることがあるんですか。

○藤森建設部長 ちょっとそれはいろいろ新聞とか県のホームページ等を調べたんですけども、そういうことは載っていませんでした。

○掛谷委員 いいですよ、多分それは出せんじやろう。

○尾川委員 土壤汚染対策法について、3, 000平米だけで、ほかの規制というのはないのかな。

○藤森建設部長 この1ページ目の表に書いてありますように、1番の有害物質使用特定施設、そういう工場を造る場合とか、そういうところの敷地の跡とかというのは別にあります。この3, 000平米というのは、そういうもの以外のところで対象にされているところです。

○尾川委員 土壤汚染というたら、健康被害という以上はただ広さだけじゃなしに、その結果、分析したり、どういう調査をしたんか、調査漏れになっとんじやから、この②、③、④、⑤についてこれから土壤の分析とか健康被害というたらどういふことを、一般的に水銀とか、六価クロ

ムとかいうことになってくる、その辺はもう組み込んでねえわけ。

○藤森建設部長 県民局の環境課と話をするとき、工事写真も一緒に持って行って話をしております。その工事写真の掘削状況とか出た土の状況を見ながら判断しているんで、それがもし悪いものがあるんじゃないかということになれば、今度は土質試験をなささいという命令が来るようになっていきますけども、今はその写真を見た限りではということで通常の届出だけをしておるところです。

○尾川委員 それは目視でやかましゅう言よんかな。その3, 000平米でこういう検査や調査という指示はねえわけ。そしたら、目視でこれは大丈夫じゃと県が判断していくわけ。そんなんじゃ。例えば工場なんかいろいろあらあな、広さは別にして(1)で広さ関係ねんじやろうと思うんだけど、その場合市はタッチしてないん。それとももう県が直接タッチして岡山市、倉敷市及び新見市が、どうして新見市が市長になっとんかよう分からんのじゃけど、そりゃまあ別として、その辺はもう備前市内の民間企業が開発したり、そういう場合に市は直接タッチしてねえわけ。

○藤森建設部長 この土壌汚染対策法に関しては、岡山県が指導するようになっていきますんで、市は入っていないと思います。

○尾川委員 どうも広さだけで目視で調査するというのが、それじゃ隠したりすりゃ、写真持って県から直接見に来るんかどうかわらんけど、そんなざるみたいな法律でえんかなと思うたりする面と、もう一つはその開発に伴う関係法令のリストを一遍作ってみてくれんじやろうか。今じゃのうてええから、どういう開発に伴う制約があるんかというのを県へ行くもと市へ届出するんということで作ってみてくれりゃええのにな。

○川崎委員長 いかがですか。

○藤森建設部長 開発になると都市住宅課になってくるんで、そちらで1, 000平米以下の場合は市の許可とか3, 000平米以上は県の行為になりますけども都市住宅課を通っていくようになりますんで、リストはそちらであると思っています。

○石原委員 その経緯をお読みしますと、まさに各自治体から届けを受けて対応がなされる県のほうでそもそも不十分だったというところなんで、いかに何かこれもずさんな形で進んで、もう県自体がそんなことなんで、恐らく日本中でこれ同じことが起こったんじゃないかと推察するんですけれども、これすみません、右の表の1番と6から9については規定に沿って届出がなされたということなんですけど、今後の勉強も含めてちょっとお教えいただければ。この規定に沿って届出をした場合、それを受け付けた県のほうは土壌汚染のおそれがあると認めるときは調査命令を行うとあるんですけれども、届出を行ったときに県のほうから、例えば調査官のような方が来て、その土地を調べて近隣のようなところも含めて調べてある程度の調査をされて進んでいくのか、もうさっき言われた何か写真であったり掘削の写真が見られるというたら届出がなされずに工事をしてしもうたやつの掘削写真を見て審査をさりよんでしょうけど、工事が始まる前の届出をした後の県の調査体制というか、受付体制、そこらはどんなんですか。

○藤森建設部長 今回の写真を見て判断したというのは、この無届けであったと、それがどんな状態かというのを見るためのものであって、これから着工前の30日以前に出さなきゃいけないものについて県がどういうやり方で調査したり、どういう情報を持って調査命令を出すとかというのは私のほうでは分かりません。

○石原委員 面積に限らず、ある程度の規模のほうで記さなきゃもうとにかく県のほうへ相談するというのがまあまああるべき姿かな、それから県の検査体制もちょっと確認をお願いしたい。

それから、今後の参考までに右の表の③に香登川の河川改修に関してのところがあるんですけども、河川改修の5,000平米というとにかくもう川床の面積だけなんですか、護岸も含めた面積になるのか、河川について面積はどういう捉えでいいですか。

○藤森建設部長 ここの香登川については、以前はかなり狭小な川だったと思います。それを県道のところから上流に向かってどんどん広げていっているんで、広げた部分と河床をいらった部分の平米数と考えております。

○川崎委員長 ほかに。

○橋本委員 先ほどのやり取りの中から、県も岡山市も倉敷市も全部公表したということなんです。備前市もこういうことで4件の事業が失念しておったということで公表される予定ですか。また、公表されるのであればいつ公表、どのような形で。

○藤森建設部長 笠岡市が新聞発表になったのは、同じように産業委員会で発表したと、そのときに記者さんがいて何件ありましたということで発表したということなんで、こちらからこれだけありましたということ公表しようとは、今のところは考えておりません。

○橋本委員 分かりました。了解です。

○川崎委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この土壤汚染対策法に関する報告、質疑は終わって、次の水道課になりますか、報告をお願いします。

○杉本水道課長 水道課から2件報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、お手元に資料をお配りさせていただいております。令和3年1月寒波に伴う被害の報告について御説明させていただきます。

概要でございますが、令和3年1月7日木曜日の夕方から寒波により気温が低下し吉永町都留岐地内では1月8日午前7時にマイナス11.5度の最低気温となるなど、1月13日水曜日までの間に市内の各地で水道管が凍結し破裂や漏水の被害が多発したことで配水池の水位が低下し断水のおそれがありました。そのため職員を招集して広報班、調査班、修理班、電話対応班、指示調整班に分かれまして対象地域を絞り込み漏水調査と止水栓閉止の作業を行いました。

2番目でございますが、職員の対応としましては1月9日土曜日から1月13日水曜日までの間でございますが、他部署からも協力をいただきまして職員延べ130人で作業を進めてきました。今回の水道管破裂や漏水件数については調査による発見が156か所、通報による対応は1

16か所で現在も10件程度の修繕が残っておりまして、修繕を継続しております。また、新聞では矢掛町、和気町、赤磐市が断水し、給水活動を行っていることが報道されていますが、備前市では配水池の水位、水がなくなってからの対応ではなく施設をウェブで監視することで水位が下がり出した時点で調査対象を絞り込み人海戦術により漏水箇所を探して止めて回りました。さらに後段の配水池への送水をやめることで大きな配水池の水位の下がりを少なくし、送水をやめた配水池には他系統の水を給水車でポンプ受水槽へ補給することで断水を避けました。

3番目ですが、状況写真でございます。通報や情報、調査や修理の状況をホワイトボードに記入し状況把握を行い、職員、業者の対応を指示いたしました。それから、下側ですが、こちらが吉永地域の吉永配水池の水位状況でございます。丸で囲んだ部分で、今後すぐもうここからこの時点から水位低下が発生するなというようなところをこういうところから判断しております。

4番目でございます。その他で今回の寒波対応は他部署からの応援職員を含めて対応したことから、2月補正予算に時間外手当を計上させていただきたいと考えております。

それからもう一点、2点目でございますが、検針中の交通事故についての報告でございます。昨年令和2年2月に報告いたしました頭島の道路において水道課が委託していた検針員の車と一般の方の車との間で発生した接触事故で、市が訴えられた件のその後について御報告させていただきます。

本件は過失割合について100対ゼロを主張され折り合いがつかず裁判所の調停になり、令和2年12月16日の第7回の口頭弁論で和解が成立いたしました。内容につきましては、争点であった過失割合は原告、被告ともに50対50となりました。また、備前市には使用者責任がないこと、訴訟費用については各自での負担となりました。

報告は以上でございます。

○川崎委員長 いかがでしょうか。

○橋本委員 寒波の被害についてなんです、私が議員になってこんな事案の報告受けるのは初めてで、マイナス11.5度がどれぐらいのもんか経験したこともないんでよう分からんのですけれども、過去において異常低温でこういった事案が発生したことはあるのかどうか、合併前も含めてどういうふうに把握されておられますか。

○杉本水道課長 寒波の対応とか記録でございますが、合併前のものにつきましては資料が特に残っておりません。私が水道課へ替わってからの記録はちょっと残すようにしてございまして、平成27年度でございますが、平成28年1月24から25日でございますが、このときには各地で数十年ぶりの史上最低の顕著な低温となりということで大寒波がございました。このときには三石とかそれから吉永でございますが、やはり凍結漏水事故が多発いたしました。それから、あと平成29年度でございます。こちらが平成30年1月24から1月31日までと、それから第2波がございまして、これが2月でございます。こちらが2月4日から2月14日ということで、このときが過去最強レベルの歴史的寒波が襲来ということで、これはもう全国的に被害を受けております。備前市の場合、やはり吉永町都留岐でマイナス10.7度、私が知っている限り

ではその時点では最低気温を記録しております。このときにはかなり被害が大きくて鴻島とか、伊里、日生、三石、吉永がかなり被害を受けました。

今分かっている寒波の記録として残っているものは、以上でございます。

○掛谷委員 過去の被害というのを教えていただきまして、今回もマイナス11.5度ということで大寒波と同じぐらいということを確認しましたけども、実は香登でもそういうところが出ているんです。原因は大寒波で凍結すると、家の中と家の外で全然違うわけです。過去に、私も外の水道管が破裂して大ごとになったことがあります。要は家の中は破裂なんかないと思うんです。家の外、しかもまた山手というか、物すごく冷え込むところというのはそういうことになる、これはもう常識だと思うんです。それで、管の被覆とかは当然冬場になったら個人がやらざるを得ないわけです。そういうところをいわゆる公が手助けするというか、それを全部やるというのは不可能かも分かりません。個人に対してそういうものを今後やったらどうか。補助金を出すかどうかということはよく考えなきゃならないんですけども、こういうことが発生するといろいろ影響があるわけなんで、暖冬じゃと言っても大寒波も来るわけなんで、起こったことに後から修繕をしなきゃならない。当然やるんですけど、その前の対策というのはどうだったんだろうか。今後はどうするのかということをお聞きしたい。

○杉本水道課長 寒波の対策ということで、市のほうでも12月の「広報びぜん」での対応、例えば水を少し出していただくとか、それから配管が露出しているところにはウエスとかを巻いていただいて保温していただくようなことは周知をさせていただいております。またそれから、今回の寒波につきましても前日、前々日から放送、それから広報車によりまして放送はさせていただいております。今後も寒波が予想されるような状況になりましたら継続的にそういう広報車、それからあと日生でありましたらひなビジョンの協力を得まして継続的な周知を行っていきたいと思っています。

○掛谷委員 2点ほどで終わります。

1点は、広報なりそういったものも見ましたし、そういうことはもっとおやりになるのは大事だと思うんです。ただ、もう一步突っ込んで、その発生する地域というのはやっぱり寒波が非常に起こりやすい地域についてはもう一步立ち入って対策を具体的にもう強制じゃなくてきちっとやっているかなというチェックぐらいしていったらどうかと、そういう本格的な対策が必要じゃないかなと感じるところなんです。ですから、行政としてもできる範囲でもう一步広報だけにとどまらず、何かできないかと感じたりしますので、よろしく願いしたいと。

それから、もう一つその関連でいえば、老朽化ということもそれは関連づけられた話になっているんですか。いわゆる新しい管であれば、そこまではいかんのじゃけど、もう何十年もたつとるからしょうがないと、そこら辺はどうなんでしょうか。

○杉本水道課長 今回特に被害を受けたのは、水道課が管理している部分よりもどちらかといいますと家庭用の水道管、家の中だとか水道メーターより家寄りですね、そちらが非常に多く見受けられました。特に説明のほうでもさせていただいておりますが、御家庭の中の水道管が凍

結し溶けた後、急激に水が流れるということで、御説明させていただいた上で止水栓を閉止させていただいておりますが、やはり特に今回非常に多かったのは留守といいますか、週に1度とか2週間に1度ぐらい帰られる家というのが非常に多くございましたので、できれば例えば長い期間留守にされる場合には、今後特に冬場は止水栓を閉めていただくようなことを広報してまいりたいと考えております。

○川崎委員長 ちょっと替わってもらえる。

〔委員長交代〕

○田口副委員長 委員長の職を交代します。

○川崎委員 2点ほどお聞きします。

1つは、皆喜橋の20ミリぐらいの送水管の止水栓かなんかぼこつと縦に出ているところが漏れているので私も電話させてもらったんですけど、各個人の家庭は別として公共の水道の修理はどれぐらい修理代がかかったのかということが1点と、もう一つは私に相談がありましたけど、凍結により一般的に分かるところが漏れた場合、水道料金は減免の対象にはならないと、しかし地下を潜って縁の下とか、そういう漏れとるところが分からないケースについては通常の使用料以上に出たところは何か減免、私も凍結による漏水ではなくさびて管が古くなって漏れたやつについては何年か前に減免してもらったことがあるんです。今回のように凍結によって一般的には発見できないところとできるところで減免の対象は条例上決まっているんか、分かれば説明をお願いしたいと思います。

○杉本水道課長 先ほどの1点目、修理代についてでございますが、まだちょっと修理継続中ということで、金額がまだ定まっておりません。また、こちらにつきましては改めて御報告させていただきます。

それから、2点目でございますが、寒波による被害を受けたということで、それに対して減免をさせていただいております。こちらは条例ではなくて内規ということで、基準を決めて減免をするような形をさせていただいております。

○川崎委員 ありがとうございます。

○田口副委員長 それでは、委員長職交代します。

〔委員長交代〕

○尾川委員 職員の対応について何点か質問させてもらいたいんですけど、まず1点、見たら土日祝日火水というふうな非常に休みの日に申し訳ねえと思ったんですけど、それとこういう対応は当然マニュアルができとると思うんですけど、ちょっと見て1月12、13日、総務部が何名か出とんですけど、この辺のルールというのは、前半9、10、11は産業部とか出てきとんですけど、12、13は産業部が出ずに総務部が出るのはいろいろそりゃここへ書いてある広報班、調査班とかいろいろ分担があるんですけど、その辺のちょっと非常時の対応についての概略を教えてください。

○杉本水道課長 今回の寒波に対しまして、最初、実はこの職員の対応のところには書いてござ

いませんが、1月8日に旧三小小学校で蛇口の故障でかなり水が漏っておりまして。そういうところは、水道課と吉永総合支所の協力を得て調査を行いました。それから、こちらに書いております9日から11日は、休日とか祭日を含んでおります。最初、水道課ほぼ全員と建設部、それから日生と吉永の総合支所長に協力をお願いして、9日、10日につきましては対応をさせていただいております。それから、11日につきましては9日、10日も深夜まで作業が続いたことから建設部長を通じて産業部とか市長公室、総務部に協力を要請いたしまして対応させていただいております。それから、12、13日でございますが、こちらにつきましては水道課は当然平日の勤務ということでございましたので水道課の職員以外で応援といいますか、協力をしていただいた人の数を上げさせていただいております。

こういう非常事態が起こりますと基本的には水道課の中でそういう寒波だとか漏水事故とかの対応マニュアルを作っております。それに基づいて職員を招集し、水道課だけで対応できないという場合は、まず建設部の中で協力を要請して対応をさせていただいております。

○尾川委員 今話があったように、建設部長が最高責任者で指示されるわけ。それと、こういう漏水について危機管理課はタッチしていないということ。

○藤森建設部長 災害対応についてですけども、市役所の前の水道管が破裂したときみたいに、かなりの断水になる可能性がある場合、断水地区が何千軒も出てくる場合は水道課だけの対応じゃなしに危機管理課を通じて災害対策本部を立ててやるようにマニュアルをしています、それは市役所の前のような大きな事故のとき。それから、今回のような寒波の場合、これは対応の仕方によって断水になるかどうかというのがまだ判断できないので、取りあえずマニュアルどおり建設部長が指揮して課長が陣頭指揮をします。それで、人数が足らないと、もう少しいたほうがいいとなれば、今回のように私のほうから産業部長なりをお願いして人数を集めてもらいました。それから、この総務部の関係は人数が足りないんじゃないかということで協力しますよと申し出ていただいて、やってもらったものです。これは規模に応じて水道のマニュアルで対応するか、全体の災害対策本部で対応するかというのは判断してお願いしていくようにしております。

○尾川委員 改めて確認とスムーズにいったんかなというのがあつたし、またもう一点切り口変えてこの頃家庭の断水について処理してくれる業者がだんだん減ってきてるといふようなことも聞いてるし、今後の問題として今部長から聞いて安心しておつたんですけど、後手後手にならんように大きい被害を未然にできるだけ抑えてもらえると、その点ちょっと意見を申し上げました。

○土器委員 家を留守にした場合、元栓を閉めとったほうがというて聞いたんですけど、開けたときにはどうなるんですかね。閉めとったら家庭内では破裂というんか、水漏れはないんじゃないけど、今度1週間、2週間で開けたときにそれはどうなるんですかね。

○杉本水道課長 止水栓を閉めて例えば1週間ほど置いて、その後止水栓を開けた場合なんですけど、古い御家庭とかでございますとどうしても水道管の立ち上がり部分というのが鋼管、鉄の材質を使っているものが多くございます。ですので、最初少し僅かな間でございますが、茶色っぽいさび水のようなものが出る可能性はございます。

ただ、実際使っていただくのに少し何秒か開けていただいて水を出していただければ、きれいな水が出てくると思います。

○土器委員 そうすると、破裂することはないということですか。

○杉本水道課長 破裂につきましては水道管の中の水を排出、外へ出して抜いておくことができれば破裂はございません。ただ、備前市はどちらかといいますと比較的温暖的な気候でございますので、その家庭用の水道管の水を排出するような装置というものを設けてございませんので、例えば一番低い蛇口で水を出していただくとかというようなことで、ある程度は防止ができるのではないかと思います。

○石原委員 職員の皆さん本当に対応大変だったと思います。僕も広報車が度々回ってきて広報されとったのもお聞きして、この温暖的な備前市においても恐らく露出しとるところの保温をとにかく重点的にさらなる対応を求めておられたんですけど、結構されとって結局明け方一番冷え込みが厳しい時間帯に恐らく凍って、破れて水が噴き出すのはもう地中に埋まるところがほとんどだろうと思います。だから、保温は既にしとるから、まあまあこれぐらいの寒波なら大丈夫かなというところで次々ということなんで、もう市民の皆さんに大寒波襲来のときに対応していただく一つの手法として保温対策もあるんですけど、夜お休みなるときには全ての元栓を閉めていただくお願いというのはどんなんですかね。

○杉本水道課長 できることでありましたら、元栓を閉めるより僅かながらでも水を出していただいて凍結を防止するほうがより有効かと考えております。

○石原委員 であるならば、今後広報される際に保温対策はもちろんお水もったいないんですけどちょろ出しの呼びかけであったりというところをいま一度検討されて、僕ついつい元栓閉めたらえんかな、それから留守宅にしても空き家にしてもそうだと思うんですけど、できることならば大寒波のときに元栓閉めとけば、そこから先水が送られてこんのんで何というんですか、吹いたり破裂したりが減るんかなと思うんですけど、すみません。元栓を閉めるのは、あまり効果ねえということですか。

○杉本水道課長 元栓を閉めていただいて家庭の中の水道管の中の水が排出できる構造でありましたら、非常に効果があるのかなと思います。ただ、やはり先ほども申しましたようになかなか温暖的な気候でございますので、その家庭の水道管の水を排出するような機構というものがついてないところがほとんどだと思います。ですので、もう留守で長いこと、それこそ週に1回ぐらいしか帰ってこないよというような場合は元栓を閉めていただいて、破裂した後の対応がしやすいのではないかなと、御家庭で人が住まれて水を利用されている家庭につきましては、先ほどのように僅かでも構わないと思いますので、蛇口を少し開けていただいて凍結を防止していただくのがより有効かなと思います。

○掛谷委員 すみません。ここの中に現在もまだ修繕を継続していますということで272件、調査が156、通報が116件ですから現在まだこれ収束というんか、この対応はいつ頃で終了しそうなんでしょうか。

○杉本水道課長 漏水につきましては、大きなものはほぼ修理が完了しております。現在もまだ継続しているというのが吉永町でございまして、約10件残っております。実は吉永のほうでございしますが、修理できる業者さんの数が非常に少なく、なかなか修理が進んでいないということで、多分今週中にはほぼ完了するのではないかなと考えております。

○田口副委員長 私も実は自宅でトラブルがあったんですけど、いろんな箇所です3日先じゃないと来てもらえないとか、4日先じゃないと無理だとかという状況だったようでして、多く修理されたところはどのくらい修理されているんかとか、そういう各業者さんの対応件数というのは把握できるんですかね。

○杉本水道課長 各業者さんの対応件数につきましては、市のほうでは調べてはございません。あくまで聞いた話でございしますが、例えば修理業者さん1社で30件以上修理を依頼されているようなところもあったと聞いております。

○田口副委員長 日生の業者さんの話ですと、四十六、七件の電話が来ていると、まだ増えるんじゃないかというような話でしたので、やはりさっき言われたように吉永地区とかになるとより業者さんが少ないということで、そういうときのこの業者さんの割り振りとかというのはちょっと市の当局のほうではそういう作業は無理なような感じですか。

○杉本水道課長 合併前、東備水道企業団であった頃でございまして、やはり職員の数が非常に多くて、私も直営で修理に回ったことはございます。

ただ、今回非常に多かったのは御家庭の家の中の漏水が非常に多くございましたので、基本的には個人の方が業者さんのほうへ修理を依頼していただいて修理をするというのが大前提となります。職員のほうの人員に余裕がございましたら、そういう直営の修理というようなこともできるのかなというふうにはちょっとと思いますが、現状では非常に困難な状況ではないかと思っております。

○土器委員 今いろいろお聞きした中で、これから新しく家を建てるとか、それから改築、改造ですね、そういう方にはそういうアドバイスというんですか、指導はできんのじゃろうかなと思うんですけどね。それじゃったら、そうお金はかかからのじゃないかと思うんですわ、新しくするときには。どんなんですか。

○杉本水道課長 今の御意見を参考にさせていただいて、検討してみたいと思います。

○川崎委員長 ありがとうございます。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、1時間たちましたので休憩に入ります。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○川崎委員長 再開いたします。

引き続き報告をお願いします。

○芳田産業観光課長 それでは、産業観光課から2件御報告させていただきます。

まず、1点目が民間による企業用団地造成に対する支援制度についてでございますが、以前総務産業委員会でも御報告させていただいております、八木山団地に向けて制度をつくっていくと、その中でそこに限らず今後市営団地ではなく民間による団地造成促進の制度化を検討しているところでございます。

お手元に資料を提出させていただいておりますが、これはあくまでまだ担当レベルでの検討項目とか検討内容になっておりますので、本日はこれを基に委員さんの御意見をお聞かせ願いながら、さらに制度化に向けて修正なり改正をしていきたいと考えております。前回の委員会でも、一括で奨励金を交付してしまうと本当にその企業が来るんかというような御質問があったり御提案があったり、交付金の上限額を10億円に設定しなくてもいいのではないかとというような御意見もいただいております。

そうした中で、検討項目の中で見ていただきますと4項目めの認定方法ということで、まずは開発事業計画を申請して市が認定した団地造成工事ということで、まず認定しようと担当では考えております。その後、右になります中段より下の交付申請、実際には立地企業の施設建設が完了した後から交付申請を出していただいて、その団地造成について奨励金を交付するという考えで検討しているところでございます。また、交付の方法についても、一括よりは請求のあった年度から5年ぐらいで分割して支払うのがいいのではないかとという形で、項目をそれぞれこのように検討しながら考えているところでございます。

そうした中で、奨励金額の案の1と2を表に入れさせていただいておりますが、左の中段以下の奨励金額案の1では団地の用途と全ての要件を満たしている区分ごとで補助率を判断するもの、要は一般製造業を見ていただきますと例えば1ヘクから3ヘク未満の面積要件かつ投資金額はもう1億円以上、なおかつまた従業員人数も10人以上、こういう企業を立地していただけると工事費用の20%を上限1億円で補助してはどうかという形で一般製造、物流、大型商業施設ぐらいに適用してはどうか、その下にその他で空白にしていますが、例えばホテルであったりとか研究所の施設であったりとかレジャー施設、私立の学校、こういったところの誘致につながるような団地造成も対象にするべきなのかということ、担当でも悩んでいるところでございます。

その右側の奨励金額案2につきましては、同じような一応区分要件にはしておりますけども、例えば一般製造業でいくと面積要件のどれかに該当すればそれぞれの率で面積要件に合致すれば出ます、投資金額が例えば1億円以上としていますけど未満であれば、この投資金額についてのパーセントは適用しない、従業員も例えば5人であると、10人以上だと5%奨励金を出しますけど10人以下のような施設であれば出さないということで、少し先ほどの案1よりはいろんな団地造成に適用できて少しでも促進が図れるんじゃないかということで2つの案を考えております。担当としては、案2のほうを文書化して制度をつくれなものかということで、検討しております。

今回特に委員の皆さんに御意見をいただきたいのは、先ほどもお話しした面積も1ヘクタール

以上がいいのか、もっと小さな5,000平米とか3,000平米も適用させたほうがいいんじゃないかとかという御意見がありましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。それと併せまして、用途も実は以前千葉市の例を取りましたけども、この千葉市の例でいきますと開発面積は10万平米以上で市長が認めた施設のみを要件としております。岡山県の井原市でいくと3,000平米以上6,000平米未満、6,000平米以上1万平米未満、1万平米以上という3段階に分けて製造工場、研究所等用地、物流移設用地ということで要件も定めております。ここで備前市としても面積1ヘクタール以上にしたのは、あまり小さい団地造成であればそれはもう民間にお任せしたらいいのかなと、1万平米以上になりますと団地造成するについても調整池の設置が義務づけられたりしてきますので、やっぱりかなりのインフラ費用がかかるということで面積は何平米以上がいいんじゃないかなということで、検討しているところでございます。今後は新年度に向けて要綱の設置等々事務作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御意見をいただけたらと思います。

次に、もう一枚図面を提出させていただいておりますが、岡山大鵬薬品の久々井団地造成に係る報告でございます。

2月1日に団地造成の工事契約が締結され、いよいよ団地造成が進んでまいります。そうした中で、久々井団地造成に伴い家屋の支障移転をしていただいている方が造成工事決定時から新築用の用地をぜひ久々井で探したいということで、個人や不動産屋の方をお願いしながら一生懸命このエリアで用地を探しておりました。しかしながら、12月から家屋の解体工事を着手し、もう既に解体は終了し引っ越しも完了していただいて、それでもなおかつ適地が見つからず苦慮されている状況でございます。担当課といたしましても、支障移転していただいて子育て世代の方であり久々井での定住を望んでおられることから久々井地区での用地取得に向け相談等に乗っていたところ、このたび企業さんの社宅跡地を売却していただけることになりました。

ただし、分割及び個人への売却ではなく市であれば一括売却を条件に了承していただいたところでございます。企業所有の土地を購入し支障移転された方へ一部売却することを考えておりますが、ただこの用地につきましては約3,700平米と広大な土地であることから約1,000平米を支障移転される方に売却し、残りの2,700から2,600平米を残地として活用を検討しなければならない状況になっております。そうした中で、企業用に何か誘致できないかということも検討しておりましたが、少し小さ過ぎるのかなというところで、この久々井地区は子育て世帯の転入者が多いこと、また空き家もすぐ売れて現在空き家登録もないことから、住宅用地の需要があるのではないかとのことから、同じ産業部の都市住宅課で子育て世帯向けの宅地分譲地として残地を活用してもらうこととし、このたび予算化をさせていただく予定になっておりますので御報告させていただきます。

○川崎委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○橋本委員 ただいま2件の報告いただきましたが、1件目の御意見を聞かせてくださいということなんで、私の意見を申し上げます。

対象となる事業の開発面積ですけれども、まずは1ヘクタール以上でくくりをつけるのかということになると、私はそれより小さくても、また投資金額が1億円に乗らなくても、奨励金額を少し下げてでも入れてあげてもいいんじゃないかと思います。それから、対象の事業なんですけれども、下のほうにホテルや研究所やレジャー施設や学校なども対象事業を広げていいんじゃないかと、活性化の要因になりますので、そういったところにも補助金を出すということでもいいんじゃないかと思います。

それから、2件目についてはええことだと思います。もう移転先を確保するのに、あと残った部分売るのに苦労するとは思いますが、公共だったらできますんで、やってください。

ただ、これどちらも資料に部外秘と書いてありますが、これ後回収されるんですか。委員会の後回収されるんですか。もらっとってもいいんですか。

○**芳田産業観光課長** 委員さんにはお渡しして、外への公開はしないということでお願いしたいと思います。

○**橋本委員** 口外はするなど、箝口令をひいとるということですね。

○**川崎委員長** ほかにいかがですか。

○**掛谷委員** 1件目の備前企業団地開発促進奨励金ですけども、なかなか難しいところもありますけど、要は何を想定して、この奨励金を考えるかということで、御存じのように香登はもう僅か残っていると思います。じゃ、どこがその企業団地に適応したような土地があるのかと考えた場合、伊部、浦伊部の商業施設みたいなどころがあるかなと、土地がまとまったところがあるのかどうかというところがあると思うんです。吉永でもあります。大規模じゃないけれども、あると思いますね。ですから、市が想定される最大の土地の取得、大きさというのがどれぐらいあるのかという調査も必要だし、例えば1ヘクタールぐらいなら結構あるなというのか、まずもってどういうところがあるのかというのを想定されるべきだと思うんです。その上で、この団地ができるようなところが本当にどこどこあるのかということだと思うんですよ。いやいや、市が買うんじゃないけれども土地がなかったら来れんわけですから、そういう意味でその辺の調査なんかは考えた上でやられるのかなと思うところと、やっぱり備前市に来られる業種として、もう流通ばかりですよ、流通がほとんどで桂スチールがたまたま大きいところを買いましたけど、スイキュウにしても我々のところは流通ですよ。だから、その本当に交通の便がええから流通が多いんじゃないかなと思うんですけども、それではやはり人は雇えないというのは結構あるんですよ。だから、我々議員に求めてみても、なかなかいろんなことがあるんで分かりづらいとか、言いづらいとか、発想が出にくいんですね。だから、あとその他のホテル、研究所、レジャー、学校など考えられないかというところを含めて、もう少し研究を我々もしたいんですけど、しっかり勉強してやってもらいたいと。いかがでしょうか。

○**芳田産業観光課長** まず、土地のまとまったところということで、5年ほど前ですか、以前に適地調査というのを企業支援係のほうで既に実施して、用地の適地はこういうところだということでは何か所か、これはあくまで個人さんの土地ということでたしか公開はしていないとは聞いて

おりますが、当然そういった適地もありますが、なかなかそこは造成できない、と併せまして先ほどの千葉市の話でいきますと当然用地をこのエリアを造成してくださいということで公募をかけているというケースがございます。ですから、市がそれだけの一連の土地を持っていれば公募して団地造成はしていただけますけど、あくまで備前市も広い土地はたくさんあると思います。

ただ、それには農用地の解除が必要であったり、山林であると保安林がかなりの山を占めています。そうしたことを考えますと、やはり民間さんで逆にどこなら、例えば商業施設なら先ほどちょっと委員さんからありましたけど、浦伊部だったら適しているということであればもう民間さんが土地取得していただいて造成もしていただけるということで、この制度をつかって促進していきたいと考えておりますので、うちのほうでこの場所、この場所というて限定しても、あくまでそれは個人の所有土地なので売ってくれるかどうか分からないところを指定することもできませんので、当然のことながらこの制度をもって民間さんが土地も買いに行く、なおかつ企業さんも連れてきていただける、施設も連れてくると、そこを造成していただけるという呼び水になればということで、この制度を設置したいと考えているということで御理解いただけたらと思います。あわせて、先ほどの業種のところでですけども、企業支援係でいきますと企業誘致奨励金がございますして今回の対象区分にしているところでプラス大型商業施設はそういった中で浦伊部の開発につながるんじゃないかというのも併せて、今回新たに追加はしております。

ただ、大型商業施設なんかはどちらかというところと商圏人口であるとか、そういったところでの検討で奨励金がなくてもここで商機があれば出てこられるケースは多いので、なかなかこれ入れるべきかどうかというのも迷ったんですけども、先ほどの中で団地造成の部分でやはりまずネックになる可能性があるんで、そこも対象にしたいということで考えておりました。

ただ、先ほど委員から備前市は物流が多いというので、確かに問合せも国道2号沿いであれば物流は多いですが、小規模な製造業についても問合せはございますので、先ほど橋本委員もおっしゃられたような1ヘク未満でも少し補助率を下げてもできるように、逆に言うと千葉市と井原市の混合で大きな誘致と小さなということで表をもう少し分けて簡単にさせられる部分と審査がかなり厳しくなる部分とで制度設計も今後考えていけたらなと今思っているところでございます。御意見ありがとうございます。

○尾川委員 まず1点目が、この上限1億円、5億円、10億円というふうな金額を軽く書いてんですけど、これに対しての投資効果の把握というのをもう一遍整理して教えてもらえたらなと、それから企業誘致の在り方、どこらあたりを想定しとん、今言う土地も分かんないのんじゃないと、私の土地に対してどうじゃこうじゃと言うわけにいかんというような説明があったんですけど、どういう企業に来てもらいたいのか、あるいは引き合いがあるのか、引き合いがあるときにどうもよそと比較して競合したらよそへ行きそうなどというふうな懸念があるんじゃないと、それでこういうもうぜひ奨励金を設定して引き寄せることが必要んじゃないということをもう少し詳しく説明して備前市用のものを検討、時間かけて、あまり時間もかけられんのでしょけれど、検討し

てもらいたいということと、それからこの大型商業施設が案1で出とんですけど、本当にこれからの商業施設がどうなっていくかということはある程度シミュレーションせんと、ただでさえ私ら商店街のほうが何とか年食うてくると身近なところで買物できん、それとまた企業誘致とは違うかもしれんけど、やっぱり両面で考えてもろうてもう少し実際小規模で身近なところへどうしたら店ができるかということを裏腹で、そりゃなるほどそのどどんいきょうてこういうコロナ禍で本当に大型商業施設がこれから必要なんかと、それと市として必要なんかというんか、その辺をもっとポリシーというか、要するに何かきちっとしたもん出してもろうてこういう項目も上げていきやええと思うんです。だから、要するにもう少しいろいろ職員が肌で感じてどういう企業の動きがある、あるいはこういう話があるという引き合いがあるというのはある程度分かっている、それをターゲットにいこうとするんじやったら、やっぱりその辺もう少しあまり消極的になったらいけんけど。それと学校と言われたね。ただでさえ子供が減っていきょうるのに、そりゃ新たな学校をもっと充実、広島県みたいに別の学校を造って県立でも全寮制の立派な学校を造っていきょうりますから、そういう意識を持って市としてやっていく、教育のまちと言うんならそういう総合計画に関わる問題かも分からんのじゃけど。向こうはこのくらい金出してくれたら出たのにとという面もある。それに対して、それじゃ投資効果はどうなら、税金をつぎ込むわけじゃから、そうしたらこれ1億円、何億円も商店街に金入れてもっと店続けてくれと、こうなったら免許を払え、もう身近なところでもうはや問題が起こるとるわけじゃから、そういう市をつくるんか、それとも大型商業施設造って物流の倉庫ばっかしになって必要なんかというふうなことももっとよう調査して取組してもらって分析してもろうたらと思うんですけど、いかがですか。

○芳田産業観光課長 今回の委員さんの御意見も踏まえながら、今回はあくまでも本当に素案の状態でございます。そういった意見を踏まえて、今後は例えば先ほどの投資額であったり面積要件もシミュレーションしながら、そういう資料もお出ししながら最終設計には持っていきたいと思っております。本当に御意見としてお伺いしながらやっていきたいと。先ほどの大型商業施設についても、先ほどちょっと触れたように浦伊部の都市計画が変わればあの辺で商業施設がいいのか、複合施設がいいのか、そういうのも含めて何を対象にしていくべきなのか、何をターゲットにしてこの制度を設置するのかというところもしっかり説明できるように制度設計はしていきたいと、学校の話もありますけど、それはあくまで企業誘致の範疇ではないんですけども、先ほどおっしゃられたような研究所であったり専門学校はもしこの備前市でということがあれば、そういった支援がうちの立場としてできるのであればということで、そういう要件を入れるのもありなのかなというところで、今後ぜひ検討してまいりたいというふうに思います。

○石原委員 1枚目の1点目の企業の促進の奨励金ですけれども、こちらの奨励金制度はいつからのスタートを目指してということですか。

○芳田産業観光課長 新年度に入って早々に目指してまいりたいんですけども、当然こういったのを協議しながらいろいろしていきますので、夏前までには何とか制度をつくりたいとは考えて

おります。

○石原委員 この制度スタートに当たっては、併せて条例なんかも整備されていくという想定でいいんですかね。

○芳田産業観光課長 企業誘致もそうですけども、要綱として制定するというごさいます。

○石原委員 意見をということなんで、本当に日本中で企業誘致も恐らく盛んに行われて都道府県レベル、それから市町村レベルでも本当にあらゆるところで企業さんいらっしゃるということを取り組まれとる中で、気候であったり交通の面であったりというところで備前市もかなり注目も集める場所だとは思いますが、他自治体との競合というんですかね、そこをその中から備前市を選んでいただくところのひとつ有効な制度ではないかなと思うんですけど、いろいろこれから先、詰めていく段階において例えば施設、業態、業種によってのパーセンテージの違いであったりというところの位置づけなんか難しいと思うんですが、例えば従業員さんの人数が同じであっても一般製造業と物流でも率や金額の上限も違います、そこらも何が正解か分からないんですけど、ちょっとよく整理をされて効果も含めて御検討いただければと思いますし、それからその他のところで考えられないかというような疑問形で載っておいて、これらもうあらゆる業種というか、あらゆるタイプの施設の進出も想定はしておいてええと思うんですよ。なかなかここでの明記も難しいとは思いますが、あらゆる業態、業種、種別の施設をあくまで想定はしていただいて、しかしながら中には市民の皆さんに地域の皆さんに言わば歓迎されないような施設もあり得ると思いますので、そのあたりの整理と補助率パーセンテージのところと業種、業態別の補助率の違いであったりというところはもう本当に難しい検討事項になりましようけれども、しっかり検討いただいて制度の導入自体は好ましいことじゃないかなということは思いますので、しっかり検討いただきたいということを意見として申し述べておきたいと思います。

奨励金に関しては、ある程度の上限をやはり設けるのは必要かなというふうには思いますのと財源についてはどういうふうにお考えでしたかね。

○芳田産業観光課長 基本的には一般財源になります。それと併せまして、今考えておるのがこういう制度をつくるに当たってふるさと納税でこういった項目、企業誘致とかという項目で寄附をいただけないかとかということも併せて検討したいと、まだこれは担当課でも話をしていませんし、こういった制度をつくるに当たってそれでは財源をどうするかということもありますので、そこは今後御意見としても担当としても協議は進めていきたいと思っております。

○石原委員 まだ今後しばらくかけて御検討ということなんで、しっかり制度設計もしていただく中で、企業さんですから本当にシビアにいろんな場所をピックアップして選定をされていくんでしょうけれども、今回の新型コロナ禍のような状況がいつ起こるやもしれず、それから景気の状態によっても進出の計画の見直しなんかも随時あると思うんです。備前市に目をつけた当初にこういう備前市には奨励金制度があるよという情報を得られた企業さんが、けれどもじゃ備前

市に関心を持たれて、しばらく経過して、そういう計画を当初は持ったけれども会社、企業さんの状況であったり世間の状況に応じて延びてくることも考えられるわけですよね。あのとき備前市さんこういう制度があって、それを見越してと思ったけど、数年後に延び延びになってそのときの備えというか、そういうところもひとつ、5年の分割払いのようなんですけれども、一応備えをしておいていただくところは検討の中に入れていただきたいということを、これも要望です。

○**芳田産業観光課長** ありがとうございます。最後の御質問の中と申しますか、御意見の中で当然のことながら先ほどの話の中ではありますように、まず認定をして、うちが奨励金を出すのは右側の後半になりますけれども、立地企業さんが来た後、初めて奨励金としてその造成をした企業さんに奨励金を5年間分割して払っていくということで、まずはその企業さんが本当にやめないというのを条件にしたいとは考えておりますので、もう少しそこら辺の詳細も詰めていきたいというふうに思います。

○**田口副委員長** あと一点、その備前市に来ていただくということなんですけど、条件として雇用を備前市内で何%以上とか、そういうような条件はつけるというようなことは考えておられるのですか。

○**芳田産業観光課長** 雇用につきましては、逆に来ていただいた企業の企業誘致奨励金というのがございます。物流であれば3人以上とか、製造業であると7人以上という条件の中で奨励金も出しておりますので、立地していただいた企業にしっかり雇用を条件に出しておりますので、そこは担保できるのかなど、これはあくまで団地造成ですので、そこは省いております。

○**川崎委員長** 委員長替わって。

〔委員長交代〕

○**田口副委員長** 委員長の職を交代します。

○**川崎委員** 備前市は8割が山林、平地が少ないということで、面積要件を入れずに年間売上げ要件を入れていただけたら地域活性化で大きいんじゃないん。だから、第1は投資額、次に従業員数、そして3つ目が売上金額です。その例外になるのは研究所と学校だけですから、これは特別扱いの別条件を付加していただいたらいいんで、一般的な民間企業で行える会社については面積要件よりも年間売上見込み、5年間分割で払うわけですから、工場ができてどれぐらい稼働するというのは1年、2年、実績できるわけですから、その売上状況を見て補助金をこのようにどのようなパーセントとかという詳しいことは分かりませんが、こういう要件をつけていただいたらということで、あまり土地を私はつける必要はないと、やはり今ハイテク企業などは狭い面積でも立体化でどんどん各層に分かれて製造している半導体企業もあるようですから、面積よりも年間売上げどれぐらいいくかと、これは地域活性化の上で大きいんじゃないかと。

それともう一つは、従業員数はもっと細かく私は学校関係や研究所関係を考えますと100人以上でいくんじゃないかと、これが200とか300、500とか1,000とか学校なんかそういう人数が明らかに通いも含めて下宿先に下宿していただけたりすることになりますんで、従業

員数についての段階はもっと細かくして補助率上げていただければ研究所、学校なども来ていただける、専門学校なども来ていただける条件が成立するんじゃないかということのを要望して意見として言いたいと思いますので、以上です。

〔委員長交代〕

それじゃ、かわりまして、ほかに。

○掛谷委員 1点だけ。忘れてはないと思うんですけど、デジタル化によってテレワーク、オフィスをする構想もあったと思います。日生の健康プラザのところにもやろうということで二転三転しましたが、これからのデジタル化によってリモートでやっていく仕事が大都市から地方へというのもあったりしますが、そういうのはあまりこの中にはなかなか見受けられない、その他の部分になるのかなと思ったりもしますが、そういう徳島県のあれは上勝町だったかな、移住でかなりの若い人がそこでやって活性化していますし、人数はそんなにたくさんいないけれども、たくさん若者が来るということになったらどえらい活性化しとるわけじゃ、そういうところも今後吉永であるとか、いいところはいっぱいあると思うんで、その想定もちょっと考えておいてほしいなと思いますが、どうでしょうか。

○芳田産業観光課長 これはあくまで団地造成の奨励金ということで、この中へ入っておりません。委員おっしゃられたように今後テレワーク等が進んで都会からこちらへ移住される方も当然各自自治体がもう本当にそれを目にかけていろんな制度設計もしているところがございますが、うちは既に以前よりサテライトオフィスの改修費の奨励金ということで他市に負けないだけの補助制度をしております。また、県と組んでやっておりますので、そういったテレワークへの改修であったり古民家の改修であったり空き店舗を活用してのテレワーク施設の整備等はまだ予算化して同じように補助を出せるような制度が残っておりますので、そこについても引き続き誘致活動は一生懸命していきたいと思っております。あわせて国からも推進交付金の制度でテレワークの交付金制度もございますので、そういった交付金を使いながら進めていくようにいろいろ検討していきたいと考えております。

○川崎委員長 ほかにいかがですか。

○掛谷委員 2点目の宅地取得予定地の話の中で、結論をちょっと言いますと残った残地、いわゆる代替地残せば何軒できそうな、10軒程度、担当じゃなきゃ分からないか。

○芳田産業観光課長 まだ当然団地造成の設計はしていないのであれなんですけども、ざっくりどれぐらいかなというところでいくと8から10区画ぐらいまでかなとは思っております。道の部分で取られたりということもございますので、普通に考えてこれだけの面積であれば最低でも8区画かなと、それが逆に言うと庭つきの家庭菜園のできる大きな土地として売れば5区画とか6区画に収まるかもしれませんが、それについてはまだ今後検討していただくような形になるかどうかと思います。当然宅地造成なんで、都市住宅課の特別会計で造成はしていくのかなとは思っております。

○尾川委員 この住宅の話なんじゃけど、降って湧いたような話のような感じがするんじゃ。前

からあったんかもしれんけど、これから備前市としてじゃ、市が買うて住宅をあっちこっち造っていくんか、もう手出さんようには理解しとったどな。あくまでも伊部のように民間の企業が適当に処分できて何とかなるようなところは手を出すけど、それ以外何ともならんとか、備前市としてほっとくような話のように理解しとったんじゃけど、今後はこういう形で手を出して各地区にこういう団地というか、住宅地を造っていく考え方なんですか。

○大森都市住宅課長 民間の開発が好調ということで、新築補助も100万円出しておりますんで、伊部を中心に新築の件数が好調ですので、そのあたりは民間にお願いすればいいかなと思うんですが、今回のように格安で土地が取得できるということであれば、また後現地等見ましても、先ほど説明がありましたように子育て世帯に大変いい土地だと思いますんで。

○尾川委員 いや、住宅地としてこれを要するに一括して市のほうへ一括売却したいという地主というか、気持ちはよう分かるんじゃけどね、そしたら一体そんな民間も手を出さん、塩漬けになってしまうという、悪う取らんでもえんじゃけど、何か方針というんがあっていくんならともかくとして、どっちかという大きな団地造るより前にも前市長のときに伊部に大きな団地を造るというて反対した覚えがあるんじゃけど、あれも思い切ってやったほうがよかったのかも分からんのですけど、小さい10軒、20軒、そんな大きいんじゃないしに結構あっちこっちしたほうが、世代が変わってきたら住んどる人が変わってくるから、できるだけ広範囲に小さい団地でばらまくというか、そういう形にしたほうが大きな団地どんと1個造るよりは10軒以下か五、六軒とかぐらい造っていくというのは、それも方針じゃと思うんじゃ。やっぱりそういうので、これ降って湧いたようにただその何となしに聞きょうて詳しい事情はよう分からんんじゃけど、子育て世代が住みたいと、土地がねえというのは分かるんじゃけど、そのあたりでもう少し整理して、何か思いつきと言うたら怒られるけど、何か市全体の住宅対策とか人口減対策の中の考え方が、これ今言う8区画かぐらいは残るような感じなんかと思ったりして、その辺はちょっともうちょっと詳しく踏み込んで説明してもらえたらと思うけど。

○大森都市住宅課長 先ほども申し上げましたように、市といたしましてはやはり人口が減っておりますんで、伊部あたりを中心に宅地造成が進んでいけばいいかなとは思いますが、伊部だけではとても足りないと思いますんで、こういった形で子育て施設がこれからできるというようなところにつきましては、土地がありましたら塩漬けになるような土地ではいけないと思うんですが、魅力のある土地であればそういったところは宅造でいけばいいんじゃないかなと思います。

○土器委員 久々井のところなんですが、西隣と南隣の道路ですね、5メートルの道路にお願いしたいんです。今伊部東でやっている団地、中は6メートルあるんですよ。外は広いところもあるんじゃけど、4メートルとか5メートルになっているから、せめて道路ですね、お願いしたいんですけど。

○芳田産業観光課長 おっしゃられる西側ですね、ここについてもかなり狭い道で、産業観光課が購入した後は建設課の道の部分と含めて拡幅をできるような用地を分筆しながら考えていきたいとは思っておりますので、参考にさせていただきます。

○川崎委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、この産業観光課の報告は以上で終わります。

次、お願いします。

○中畑農政水産課長 それでは、農政水産課から備前市有害鳥獣駆除班の編制に関する要綱について御報告をさせていただきます。

まず、委員の皆さんからも駆除班に関する案件につきましてはいろいろと御心配をいただいているところでありますが、このたび備前市で統一した要綱を作成するというところで進めてまいりました。そこで、昨年12月25日に各駆除班の班長と備前、日生、吉永の分会長11名を招集して、事務局案で提案させていただいた要綱の素案を見ていただきました。今までにない取組ありますので、いろいろと意見はありましたが、市の事情を説明させていただいて何とか了解をいただきましたので、お手元にお配りしております。

簡単に説明させていただきますが、市としましては高齢化による狩猟者の減少の中で年間を通して活動できる駆除班への入会条件はできるだけハードルを下げようということが今回の目的でありました。

ただ、むやみやたらに入会させることにより住民への危険が伴うというようなことは避けなければいけないということも十分説明をさせていただきました。お配りしています資料ですが、この要綱の中で重要な設定としましては第5条のイですね、登録年度の前年度において狩猟者登録を受けていて同年度に市へ報告した捕獲実績が5体以上ある者、ただし5体に満たない者であっても捕獲活動の補助であったり、そのほか班員として相応の活動実績があるということを班長が認められた者につきましては班長の推薦を持って入会できるとしています。このことによって、狩猟免許を取られて狩猟登録をして要綱の条件を満たせば、すぐに翌年の駆除期から入会が可能ということになります。

次に、復帰についてということで、9条を御覧ください。

1度除名といいますか、除名であったり退会であったりした者が復帰をする場合、班長が班員及び関係者から退会後の活動状況を確認して先ほどの第5条の要件について協議させていただいて班長の推薦をもって入会できるということになっております。

ただ、除名で退会された方についてはいろいろと問題もある方もいらっしゃいますので、班長だけの判断では難しいということであれば10条にありますように必要に応じて特別委員会の判断で決定するというを書かせていただいております。この特別委員会のメンバーというのは、今回12月25日に招集した各駆除班の班長と備前、日生、吉永の分会長11名ということになっております。現在この班長が1月の駆除実績を持って窓口へ来られたときに改めて周知をお願いして、今年3月15日の駆除期から運用してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○川崎委員長 これについていかがでしょうか。

○橋本委員 今猟友会に入っていて駆除班に入りたいと希望しておる者に対する周知をどのようになされるつもりなのか。

○中畑農政水産課長 これにつきましては各班長であったり駆除班、分会長であったり、そこから周知をお願いするようにしております。

○橋本委員 そこら辺、例えば「広報びぜん」等で今度こういうふうに変更になりますと、今まで駆除班に入りたくても入れてもらえなんだ人は自分が該当すると思ったら地区の駆除班長の推薦が要るわけですから、申込みをしなさいというようなことを周知させるべきじゃないかなと、そして備前市民もああ、その猟友会あるいは駆除班が物すごく開かれた団体になるなということもよく分かるし、私はそういうふうにある程度PR周知する方法をお願いできたらと思うんですけど。

○中畑農政水産課長 そういうことも考えはしました。

ただ、この猟友会であったり駆除班であったりという問題は我々担当者や委員さんにとってかなり大きな問題ではあるんですけど、一般的に広く備前市全体にとってはそこまで関係者は少ないのかなということ、それについて、まずは猟友会の皆さん等々に周知はしてくださいと、それと残念ながら今これを周知して、ああこれでよかったとってそれに乗ってこられる方であろうと思われる方は人数としては大変少ないと思われま。

ただ、皆さんの頭の中にこう思い浮かんでいる方とかがいらっしやいましたら、ただそれもし以前違反された方であったりとかということになると先ほどの特別委員会も開催するかもしれませんし、軽微なものであればできるだけこの要綱ができたことでスタートラインに立って改めてやりましょうということは班長にくれぐれもお願いしております。その後、この要綱をもって、その後違反される方については必ずそういう案件があったときには報告してくださいと、軽微な問題であっても案件を報告してくださいということも徹底しております。軽微なことを繰り返されるようですと、必ずそれなりの対応をしていくということで、これを機に改めてスタートを切れる方が多くなると思います。

ただ、対象者少ないので、もう猟友会等々の方からの周知ということにさせていただきたいと思ひます。

○橋本委員 少なくとも現在の猟友会のメンバー、特に備前分会のほうなんですけど、日生や吉永は希望すればはいと言って入れてくれるんじやからええとして、備前分会のほうの猟友会の会員には全員こういうふうになりますよというものが総会の席上もしくは文書でそちらから送っていただくというようなことになりませんか。

○中畑農政水産課長 そうですね。対応を考えておきます。

ただ、今橋本委員おっしゃった備前分会、特にと言ひますけど、やはり日生分会、吉永分会にも同じような案件はあります。決して備前分会だけが特別な形でいろいろ混乱しているということではありませぬので、我々としてはもうどこにどうであるというような区別なく平等に周知するという方向で考えさせてください。

○掛谷委員 ありがとうございます。

それで、何かまずはスタートが切れたかなと、いわゆる公平公正な駆除班に入れる、入れないとか、いろんなぐじゃぐじゃした問題が取りあえずここからスタートするんじゃないかなと思っております。問題は、その透明性の確保、それから今橋本委員言った入りたいなという人をどこまで認めてあげるか、それは今の班長会議と11人のメンバーでお決めになっていくと、その手続なりその議題に上げられるには、どういうふうにして上げていくんですか。最終的にはこれ個人情報なんで、これ恐らくオープン化は難しいと、そういうのはこの鳥獣被害に関する要綱のことでその「広報びぜん」とかホームページでどうのこうのというの、恐らくそういうことはしないと思うんですね。入るときの議題にどうやって上げていくんですか。

○中畑農政水産課長 第10条特別委員会ということで仰々しい書き方をさせていただいておりますけど、基本的には第5条の要綱で同年に5体以上の実績があるということで違反経歴もないというような方であれば、そういう特別委員会に関係なしで班長さんの推薦があれば入会できます。

ただ、そこにまた班長さんの好き嫌いで判断しているんじゃないかというような御意見がもしあるとすれば、その方々に来ていただいて相談いただければ担当者から班長さんとお話をして、ぜひ推薦してあげてくださいというようなやり取りはさせていただこうと思います。

ただ、この特別委員会を設けた理由というのは、違反された方、その違反の度合い、それから軽微であっても違反の回数であったり、そういうことも考慮して、じゃ10回がいいのか、20回は駄目なのかというような線引きのつかない部分でその班長さんが判断しにくい部分をその班長さんだけの責任じゃなくて班長さんになり得る方というのはそれなりの経験と実績もある方なので、そういう皆さんで協議をしていただいて班長さん個人の責任にならないような形で持つていくための委員会でありますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○掛谷委員 備前市としてはトラブったようなことについて一切関与はしないという、あくまでもここで言う駆除班の会議で決めること。

○中畑農政水産課長 関与しないというような無責任な言い方ではありません。関与はします。

ただ、判断についてはやはり日頃その方の活動状況というのを見ている方というのは地域の方であったり、そのエリアの方でありますので、そういう方々の意見も参考にいただくということで最終的に許可を出すのは市でありますから、市は関与しないということではありません。

○川崎委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上でこの鳥獣駆除班についての要綱に関する議論は終わります。

次の報告をお願いします。

○大森都市住宅課長 それでは、都市住宅課から3点御報告させていただきます。

まず、伊部、浦伊部地区の区画整理事業廃止後のまちづくりについての進捗状況について、次に住みたい田舎ベストランキングの紹介についてと、見直しをしておりました令和3年度の移

住・定住関係の補助事業について、お手元の資料により御報告させていただきます。

まず、伊部、浦伊部の区画整理事業廃止後のまちづくりの計画でございます。

委員会等でも報告させていただいておりますが、これまで住民の方や地権者の方を対象にしてアンケート調査や意見交換会などを重ねてまいりました。今年度につきましては、この基本構想を柱といたしまして骨格道路の整備について概略ルート的设计ができましたので、地元の役員及び地権者の方の説明会を開催いたしました。おおむねの御理解がいただけたものとして、令和3年度より測量調査から着手する予定としております。説明会の中では、概略ルートの説明で今お手元の資料3枚で御説明させていただきました。令和2年11月に地元役員会、それから12月に地権者39名の方対象に説明会を2回に分けて実施いたしました。どちらの地権者説明会でも出席者が少なかったため、後日個別に訪問したり、遠方の方には文書にて事業内容の説明や測量に入るための立入りの承諾書等の郵送をしてまいりました。その結果、おおむね地権者の方々の御理解をいただけたというふうに考えております。この道路計画を説明する上で状況といたしましては、既に耕作放棄地になっているところも多く高齢者の方々については耕作も難しいというような御意見もございました。それから、早く道路を整備してほしいという御意見、それから用地買収等についていろいろな今後の条件等を言われた方など御意見をいただきました。今後とも、地元の方々の御理解と御協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、先ほど言いましたように令和3年度より国の交付金をいただきながら道路整備を進めていきたいと考えております。この2月議会で市道認定と令和3年度の当初予算を建設課のほうから上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、移住・定住に関する御報告でございます。

このたび2021年度版の宝島社が発行しております田舎暮らしの本の2月号で住みたい田舎ベストランキングに備前市が掲載されましたので、御報告させていただきます。

著作権等の関係がありますので、コピーではなく雑誌を回覧させていただきたいと思っております。議会でもよく述べられております、この住みたい田舎ベストランキングでございますが、アンケートを基に様々な角度から住みたい町を割り出して紹介するランキングの企画でございます。今回は272項目のアンケートに全国1,718市町村のうち約38%に当たる645の市町村が回答したもので、これらのランキングの結果によりまして移住希望者は今後の移住先探しに役立つというものです。備前市は、このたび初めてランクインいたしました。人口10万人未満の小さな市の中の269自治体中、総合部門で40位、子育て世帯が住みたい田舎部門で29位、全国エリア別で中国エリア部門で12位にランクインしております。今回も豊後高田市が1位で、3年連続ということでございます。今後も少しでもランクが上がるよう、移住・定住の施策の充実を図りたいと思っております。現在作成しております移住動画プロモーションもでき次第情報発信をして大都市を中心にPRしていきたいと考えております。

続きまして、資料の4でございますが、令和3年度の移住・定住関係の補助金につきまして今

年度が見直しということで検討しておりまして、この2月議会に令和3年度当初予算を上程するというようにしておりますので、制度の概要を報告させていただきます。

全体的には財政状況が非常に厳しい折でございます、財源の余裕がない中で利用者のアンケート調査等の結果を踏まえまして移住・定住に効果的で持続可能な補助制度とするため見直しをいたしました。また、空き家の利活用にも効果のあるようなものになりたいと考えております。変更点や新規事業については、時間の関係もありますので主なものだけ御説明させていただきますと、住宅リフォーム事業費補助金につきましてはリフォームの対象工事費を市内在住の方につきましては現在50万円以上となっておりますけど200万円以上に工事費を変更していきたいと思っております。市外からの移住者の方については、これまでどおり50万円以上ということで考えております。対象工事費を上げた理由につきましては、これまでの申請ではエコキュートだけの交換であるとか壁紙の張り替え、それからといの交換といった小規模な修繕が多く見受けられてきて、本来の目的でございます住宅機能の向上、それから今の家に長く住んでいただきたいということでトイレや台所、風呂などの水回りや外壁と屋根といった大規模修繕に対して補助したいと考えております。

続きまして、空き家の活用促進補助金につきましては、これは新規事業といたしまして空き家を所有している個人または賃貸物件として依頼を受けた業者が移住者などに賃貸することを目的としてリフォームに対して工事費を補助するというので、空き家にもリフォーム補助を拡大していきたいと思っております。これにつきましては戸建ての賃貸物件が少なく移住希望者から意見をいただいております、実際空き家バンクにも物件が少ないということで認識しております、その解決策として新たに設ける制度でございます。

次に、若年者家賃補助金につきましては、これまでは若年夫婦に家賃補助をしておりましたが、財政が厳しい折でございますので制度を見直しまして移住目的の世帯を重点的にしたいと考えております。また、世帯だけでなく単身者、独身やシングルマザーなど補助の対象にできるように変更したいと思っております。家賃の半額を補助いたしますが、補助額の上限を月額4万円から3万円に下げさせていただきまして、また市内の在住者の方にはアパートの賃貸の補助を対象としなく、空き家を賃貸された方に補助するというので、移住と空き家の両方の促進を図っていきたいと考えております。

次に、新婚新生活支援事業につきましては、令和3年度より新規事業として取り組みたいと思っております。39歳以下の年齢であるとか所得制限の制約がございますが、結婚を促すために新婚世帯の家賃や引っ越し費用、新築費用等に補助し新婚世帯を支援するものです。特に29歳までの若い新婚家庭に手厚く支援するよう対応しようと考えております。

○川崎委員長 いかがですか。

○尾川委員 ⑦の結婚新生活支援事業というのは、国の事業があろう。これは国プラス市のということで考えたらええ、それとも国がやるやつの補助金もろうて市がやると解釈したらええ、どっちですか。

○大森都市住宅課長 国の制度に乗って、市が補助するというものでございます。

○尾川委員 ダブルじゃなしに、60万円が上限ということで。

○大森都市住宅課長 上限が60万円で、39歳以下は30万円ということでございます。国の補助制度に乗っかりまして、市のほうが今回につきましては上乘せするような形で考えております。

○尾川委員 もう一点、今説明があったんですけど、例えば住宅リフォームの補助事業は何でこうするかという根拠を教えてくださいのと、それから商店街の活性化とか起業とか結構補助しようところもあるし、その辺の連携というか、その捉え方はどうなんか教えてください。部長やったら全体分かるんじゃないから、そのやっぱり商店街の活性化にもう少しメスを入れて、定住も大事なんだけど、店がのうなってしまうということなんで、その辺の考え方をちょっと教えてほしいんですけど。

○大森都市住宅課長 住宅リフォームの工事費のほうでございしますが、先ほども言いましたように風呂、トイレ、台所等水回りの一式をやりますと大体平均で200万円以上かかってくると思います。やっぱりそういった住宅を長もちさせて住む人が安心して住めるような形の補助にしたいということで、単なる壊れたから直す、それからエコキュートにしたいからというようなところが結構数多く出ておりますので、それも毎年小口を出してくるようなのも平等に補助金を皆さんに使っていただきたいというところでありましたら、やはりその小口ではなくてちゃんと住めるようにリフォームをしますと200万円以上かかってくるということで、限りある財源でございまして、制度をそういう効果のあるものになりたいと考えております。

○岩崎産業部長 先ほど尾川委員からの商店街への補助制度ですとか、こういった移住・定住への補助制度についてどういうふうに整合を取っているのかということなんですけれども、産業観光課では商店のリフォーム補助等、またこのコロナ禍ではいろんなそういったリフォームへの上乘せ補助等もかなりやっておりますけれども、それが今後において社会がどのように動いていくかということも不透明なところでもございますし、そういうのも併せながら、またこういった都市住宅課で併せてやっていく移住・定住政策ということも踏まえながら、今後は考えていく必要があるかと思っております。委員のおっしゃられるように、双方がうまく機能するような補助制度支援施策というものにしないといけないと考えておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○尾川委員 要するに住宅リフォームと起業あるいは新規に商売を始めようかとかというあたりの補助率というのをちょっと調整してもろうたり、もう少し商売をやれるような形にできんかなという思いがあるのと、それから補助制度の見直しについて、このタイミングで基準を変えていくというのが経過措置をするとか、ある瞬間でぱっと変えていくんがいいんかというふうなことはある程度継続性というのを、決して抑えと言うんじゃないけど、それじゃったらもうちょっと遅うしときゃよかったとか、そりゃ申込みがあったりいろいろ手続の段階あってスパンを1年前ぐらいから段取りせなんだらなかなかできんのはよう分かるんじゃないけど、何かぱかっと変えてい

く、ようなる場合は言うし悪うなりゃそう文句言わんかもしれんけ、ようなる場合はちょっと待ちゃよかつたなとかというふうなことにならんように、やっぱりある程度何かの過渡期というのを救済していくとか、その辺配慮してもらいたいなというのがあるような気がする。ぜひ商店街のほう、こういう基準の見直しなら併せて同じテーブルで、その辺考え方を教えてもらえたらと思うんですけど。

○**岩崎産業部長** この移住・定住政策でいいますと、どの要綱にも3年間の期間を設けて、そこで見直しするような形でさせていただいております。ですから、3年ですので、その期間内でいろんなアンケートですとか成果などを図りながら、次の見直し期間に備えていくということで、できるだけいきなり変更するんじゃなくて、そういったものもアンケート等からうまく市民の皆さんにお知らせできるような形でやっていかななくてはならないとは思いますが。また、委員おっしゃられるような商店街の活性化のためにいろんな支援制度も設けておりますけども、そういうことについてもある程度そういった皆さんの御意見も聞きながら、行政の勝手に進めるという形じゃなくて、今後社会情勢にも応じて、そしてまたその商店街の皆様にも応じたような制度になるように日々努力したいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○**川崎委員長** よろしいですかね。まだありますか。あるようですので、そしたら休憩して1時から再開して残りの議論と所管事項に入りたいと思います。

休憩です。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○**川崎委員長** 再開します。

それでは、午前中の続きで。

○**掛谷委員** 移住・定住一覧ありがとうございます。次の大きな補助制度の見直しに関わることで、2番の空き家活用促進補助事業の③なんですけども、これ何か少ないんじゃないかなと、30万円で空き家の所有者または賃貸代行業者の補助対象経費、空き家の改修に要するに費用ですね、要するに90万円で30万円と上限、30万円以上は出しませんよと、これ30万円というのはどうしてここで落ち着いて、もっと50万円ぐらいとか議論があったんだと思うんですけど、私は50万円ぐらいは最低あげにゃいかんんじゃないかと思ったりしますけど。まず30万円にしたというところを教えていただければ。

○**大森都市住宅課長** リフォームの補助200万円ということで上げるわけなんですけど、ここなぜ30万円かということなんですけど、リフォームの業者等にも確認をさせていただきまして、水回り等やはり最低100万円ぐらいが必要かなということで、全部すればいいんでしょうけど、必要最低限でいきますと100万円ぐらいということで、その3分の1という形で上げさせていただいております。

○**掛谷委員** まだ決まったわけじゃないんだと思うけど、もう一つよく考えていただければいいんじゃないかなと、せっかくするんだったら活用というんか、この分の補助制度を活用できるんじ

やないかと思って50万円ぐらいあれば何とかなるんじゃないかということ、これは要望です。

もう一つ大きいところの若年者家賃補助事業、これがたしか3年だったのが1年になったという中で教えてほしいのは、3年から1年してどういうメリットがあるのか、あったのかという点と、逆にデメリットになったところもあるんじゃないかと、まずそこを一つ教えていただきたいと思うんですけど。

○大森都市住宅課長 メリットにつきましては、やはりその補助金を削減したということで未来永劫ずっと続けるわけにもいきませんので、見直しはどうしても必要で、いつまでも同じ金額でいけたらいいんですけど、財源にも余裕がございませんので下げさせていただいておりますが、今回につきましてもアンケート調査等実施いたしまして、そのアンケート調査によりますとやはりもともと住んでおられた方がたまたまその補助金があったからもらったというような御意見も多くありました。この補助金のために移住をしたいとか、住み続けたいとかという御意見の方があまり今回のアンケートではありませんでした。今度家を建てるときに市内で建てるかというのと、市外で建てたいという方も多数おられまして、やはり移住・定住にこの家賃補助がなかなかつながないんじゃないかということで、今回につきましてはこういった形で変更させていただきました。

○掛谷委員 どちらかと言えばデメリット的なことが言われているわけで、メリットの話というのはないんですか。今の財源が少なくなるということがメリットという話ですか。

○大森都市住宅課長 メリットといたしましては、やはり市外の方がこの補助金をもらって移住したというようなメリットがございます。3年から1年になったということでのメリットはないかと思うんですが、この制度につきましては市外の方が市内に移りやすいというようなことが一番のメリットではないかというふうに考えております。

○掛谷委員 これから申し上げたいのは、私も知り合いの人が長船に本来ならコーポ、マンションに住むと決めとったと、この制度があるんでもう長船のアパート、コーポ、マンションはやめて備前市香登に活用させてもらったと、それが3年の時代でありました。データの知っておられると思いますけど、3年の時代というのは相当おつたと思います。財源も確かにそれだけ必要です。1年になったときに、たしか活用が相当少なくなってきたと思うんです。私が言いたいのやはり1年住んで、また次にというたら、4月に入ったわ、ごそごそしょうたら1年すぐ来るから、はい次へ、もうここは制度がなくなるから次に行くよという話になる。だから、1年でやることだったらあまり意味がないことはないけど、いわゆる備前市以外で使われとる人が多いのか、市内で結婚して入る人が多いのか、今の話になるとどうも市内の人の別住まいで結婚してコーポ、マンションを使うような、市外は少ないというように聞こえました。いずれにしても、この3年をやったときの次の段階をやっぱり考えないからそういうことになるんじゃないかと思っているんですよ。例えば1年じゃなくて、3年する条件を次の100万円、例えば新築をするのを5年以内に新築をする場合は3年間補助しましょうというふうなことで、この若年者家賃補助制度そのものの事業を次への展開を考えながら1年を3年ぐらいしたらそういうことのメリット

というか、つながっていくのではなからうかと思ったりするんですよ。だから、ただ単に1年したら財源が少なくて済むんだという単純なことじゃなくて、せっかくこういうものをやろうとしよんだったら、次へ展開していくこともよく考えながらこの政策事業をやっていくべきじゃないかなと、その辺はいかがなものでしょうかね。

○大森都市住宅課長 おっしゃられるとおりでございます。家賃補助した後、次の段階に備前市に住んでいただいて新築補助で家を建てていただくとか、移住される予定の方が取りあえず家賃補助で市内を見ていただいて空き家等、そういったものを探していただくとかということであるべき姿ではないかと思えます。制度的に新築するのに何年までにとかという家賃補助から先に進むという御意見につきましては、今後とも検討していきたいと考えております。

○掛谷委員 ぜひこういう制度を次へつなげていく、いいものに仕上げていくことのほうが大事だと思っています。ですから、3年はするけれど、その先もこういう条件があるんですよ、だったら3年はオーケーですよと、それがクリアできんかったら1年ですよとか、そういうやっぱりインセンティブをしっかりと考えながら、そういう若年者の家賃補助を定住もあります、移住もあるかも分かりません。しっかりこれは考えていく重要な施策だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○橋本委員 結婚新生活支援事業、これたしか私が一般質問したものなんですが、これ先ほどの尾川委員とのやり取りの中で備前市がこれを国の費用に上乗せしてというような感じで聞こえたんですが、これはたしか上限が60万円で国の補助が3分の2、つまり備前市は3分の1である20万円を付け足すというふうに把握してんですが、それでよろしいか。

○大森都市住宅課長 委員のおっしゃる制度なんですが、実際にその制度と備前市が応募した制度が異なる制度でございまして、今までの制度に乗った形で申請をしたんですが、委員のおっしゃっておられるのは新たな制度で県と市と子育ての事業を一緒にやりながらやるというような新しい制度でございまして、そちらのほうは備前市が応募しておりませんでしたので、今回応募したのは今までの制度でございまして。一般質問の頃には、60万円と30万円ということで国のほうが制度設計するということだったんですが、その後非常に応募が多いということで落ちる自治体もたくさんあるということで、そのときに60万円、30万円で応募していたやつが30万円ということで決まりましたので、やはり60万円、30万円で備前市のほうもいきたいということで上乗せをして結婚の支援をしたいということでございまして。

○橋本委員 それは応募が物すごく多くて国のほうでふるい落とされたけれども、国の制度に準じて上限60万円でいくんだというありがたい判断だということで評価しますが、じゃ、この29歳以下で60万円をいただけるこの60万円の財源の内訳はどんなんですか。国からは、この中に入らんのですか。

○大森都市住宅課長 30万円の2分の1が国の補助になります。

○橋本委員 じゃ、国が15万円で、あとの45万円は、備前市の市費からということですか。

○大森都市住宅課長 はい。

○橋本委員 はい、分かりました。

○石原委員 同じ結婚新生活支援事業で確認なんですけど、ここへ世帯年収が540万円未満ですよということなんですけど、これはもうあくまで年収、収入された金額全てであって差し引かれた所得ではなくて、あくまで年収ということによろしいですかね。

○大森都市住宅課長 あくまで年収でございます。所得でありましたら、約400万円という目安になるかと思えます。

○石原委員 新生活を始めるための支援ということで、ここにもありますけれども主に住宅に関する費用に対しての支援ということなんですけど、じゃ例えば新築住宅補助事業であったり家賃補助もですけど、併せて支給されるということによろしいんですかね。

○大森都市住宅課長 国の制度によりますと、別の補助金は充てられないということでございますので、この制度では備前市では新築が100万円の家賃もありますので、やはり引っ越しの費用であるとか、そういったところで最初に確認していただいて補助金として多くもらえるところを選択していただければと考えております。

○石原委員 もう現状では備前市においてはほかの住宅補助事業もありますんで、ここでは引っ越しの費用に関するものが多いのかなという捉えでおります。

それから、3年を目途にここでちょうど各種事業の見直し時期だということ、どれぐらいの見直しが図られるのかなというところだったんですけど、さほど大きな変更点はなくという捉えでおるんですけども、また適宜適切な時期にこれら補助事業の今年度の利用実績についてはまたお示しをいただきたいのと、それからいろんな考えがあろうかと思うんですけども、先ほど掛谷委員も言われた家賃補助事業が一番難しい、移住・定住に果たしてどこまでつながるか、曖昧な事業だと思いますんで、もし可能であればこれまで家賃補助事業を続けられてきましたけれども、家賃補助事業を受けられた方が空き家を購入されたり、それから家賃補助をしばらく受けた方が備前市へ新築されたりという動向も。そこが極端に少ないんだったら、家賃補助事業の意味合いはかなり薄らいでくるんじゃないかな。補助期間は備前市におるけれども、ああ期限が切れるから他自治体へ移動するケースが圧倒的に多いのであれば、大いにそこは検証すべきかなと。どこまで家賃補助事業から空き家になり新築で本当の定住につながるとかというところも見極めていただければと思います。

それから、①でもありますが、以前何らかの場面で申し上げたんですけども、どうしてこう市内在住の方と引っ越してこられる転入の方の差別化をされるのかな、移住・定住ですから移住をしっかりと頑張る、つなげていくという目的もあるんですけど、かえって何か市内へ今までおられて今後も引き続きこの備前市内に在住していこうという方のほうがもっと思いを持って備前市としては支援、補助すべきじゃないかな、とかく転入の方が脚光を浴びますけど、何かそのところが理解できないんですが、他市のケースでいくと新築補助であったりいろんな場面で転入者が優遇されるような制度があって、備前市はそういう他市のものに比べればそこまで差はつけられてないように捉えるんですけども、1つだけその①の住宅リフォームで市内在住と転入の方に少

し差があるところがいま一つ理解できないんですけど、検討されてこういう結果になったんですけど、この転入者と市内の方に差がついておることの説明をいただければ。

○大森都市住宅課長 やはり移住を考えられる方は、いろいろな面で費用の負担がかかるかと思っています。リフォームするにしても家を買うであるとか、ほかに引っ越し費用であるとか、そういったもろもろの費用もかかるかと思っています。そういったところをやはり支援するということでありましたら、移住される方については差別化を図って上乘せではないんですけど、支援しないとなかなか移住の方は来られんではないかなと思います。やはりほかの他市町村もこういったところに力を非常に入れておるところでございまして、移住に関してはやはりそういった上乘せ、それから拡充、そういったものが必要ではないかと考えております。

○尾川委員 関連なんですけど、令和3年度の若年者の家賃の補助事業に関してアパートは県外移住者のみという、これはどういう根拠でこう変わるわけ。何かどうもちぐはぐのような気がするんじゃないけど、どういう根拠でこういうルールにしたんか説明してください。

○大森都市住宅課長 やはり移住・定住につきましては、そこにずっとおっていただくということが目的だと思います。たまたま補助金があったから家から出て会社の近くにアパートを借りるということであるとか、よそから来ましたけどただの転勤で、今度は来年どこか行くとか、そういったところに結構アパートが使用されていると思います。そういうものであれば、もうやはり効果からいいますとあまり意味がないのかなと思いますので、市内の方につきましてはアパートから空き家のほうに活用をしていただけたらということで借家のリフォーム等も拡充をいたしまして、そちらのほうの促進を図っていきたくて考えております。

○尾川委員 いや、これは何で県外に、市外の人もしりゃ今まで1年だけおつてよそへ行ってしもうてというんか、その辺は3年から1年にした理由も明確に聞いてねえし、何となし3年たったらよそへ出てしまうということが多くて補助金を出しただけで終わったということなんかと思うて、それでまた今度はその県外移住者というて、もう対象が県外者やったら会社関係の転勤だけじゃねえかと思うよ。そりゃ今こういうコロナで東京なんか減ってきよる、転出が多いというのは分かるんじゃないけど、どうもこの制度として隣の町から人を引っ張ってくるというのも同じこんな狭いところで取り合いしたってそう体制には影響ねえけど、それでも県外者移住者のみというたら何か割り切れんというか、担当者としてはおかしゅう思わんのかなと思うてね。

○大森都市住宅課長 おっしゃられるとおり、この近隣の瀬戸内市、赤穂市、そういったところで取り合いをするのもあまり意味がないと思います。県外からということは移住を目的に来られるということで、先ほど言いましたように空き家の賃貸がなかなか出ておりませんので、どうしても移住をされる方はアパートをまず探されて、1年ぐらいかけて新築なり空き家なりそういった購入をしていただけたらと思いますので、県外の方にはアパートはどうしても必要なかなと思います。市内の方とか近隣の方につきましては、先ほども言いましたように会社の近くであるからということで1年たったら出ていくと、新築するんであれば市外へ出たいというようなアンケート調査もありますので、市内の方で近隣の方というのは効果的には移住・定住にはあまり向

いていないのではないかなということで、今回出させていただきます。

○尾川委員 同じ話するけど、取り合いすると言よんじゃねえよ。取り合いになりよんじゃから、そりゃ勝たにやいけんという気があるよ。備前市から出ていくのを止めてというのが一番じゃけ。ということは、逆に向こうから取ってこいということになるわけじゃ。そしたら、県外者というたりして、そりゃまあ備前市でも結構県外からきょんかも分らん。それに対してこういう手当てをしたいというのも分かるよ。だけど、身近なところじゃったら何とか隣近所に出るのを止める、あるいは来てもらいたいと、ずっとおらんでも3年間でも来てくれと、そのくらいの感覚の施策かなと思うとったんじゃ。若年者でまして県外というたら、該当者がおらんのん、年配なら来るかも分らんわ、今頃結構引き合いがあつて海が見えるところがええというていろいろわさ聞くんじゃけどな。どうも県外者に限定したりしたら絵に描いた餅になりゃへんかと思うて。

それともう一つ、結婚の新生活、最初国と市で二重に出るように聞いとった。今聞いたら、60万円ですよと聞こえるんじゃ。ちょっともう一遍確認させてください。

○大森都市住宅課長 上限が60万円です。ですので、その中で市と国が負担をするということになりますので、国が15万円で市が45万円ということになります。39歳以下は、30万円が上限になります。

○川崎委員長 よろしいですか。ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、この項目終わりたいんですけども、予算が出てくると思うんで、3月の総務産業委員会では3年補助金を出した場合の転入者と1年になった転入者、二、三年前からやっているとしますんで、その変動を数値化して資料として出していただきたい。同時に、今議論になっている市外と県外、この内訳はどういう形で転入しているのか、そこもこういった方向性で変更になること参考になると思いますので、3月まで結構ですのでそういう資料の提出を求めて、この移住・定住についての議論を終わっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、次の項目に移ります。

区画整理後の道路関係ありますかね。

○土器委員 この中で上から3番目なんだけど、整備する支線の道路幅が4メートルになっとなです。ぜひ5メートルに変えていただきたいとお願いしたい。実は平成9年にハシモト画廊があるところの道を拡幅ができたんですけど、最初は前の道が2メートル、それから4メートルで市の職員の方が測量しようられたんです。そのときに職員からアドバイスを受けたんじゃけど、これから車が大型になると、だから4メートルだったら狭いですよというて、実はもう50センチ分けてもらったんですよ。それが、あそこ間口が長細いんで、本当は最初から3メートル分けてもらやよかったんじゃけど、前の既存の道が2メートルやから、途中からじゃったから50センチになって、それから西側が空き地になつとるから、比較的空き地というんか、広く行けるよ

うになっとなんじやけど、これからぜひ5メートルでお願いしたいと思います。

それからもう一点、この4番目なんだけど、将来計画路線なんですけど、伊部東交差点のガードを超えたところで建物を壊して更地になっとなんすね。ぜひここを買っていただけたらと思うんです。ほんならちょっと広がるから、安全性が増すんですね。ぜひお願いしたい。

○大森都市住宅課長 市道の拡幅等につきましては、建設課のほうになるかと思うんですが、おっしゃられるとおり今後のことを考えますとやはりできる範囲で広く取るべきだと思います。伊部交差点のところの空き地につきましては、今後の計画が将来計画路線という赤色の線でございますので、なかなか今時点でできるということまではいかないかと思っておりますので、この辺につきましては検討していきたいと考えております。

○土器委員 分かりました。

○掛谷委員 これ以前に出されたものと今回出したものについてはどこがどう違うのかなと思うんですけど、説明をお願いしたい。

○大森都市住宅課長 1ページ目の基本構想図につきましては、今までと同じものでございます。2ページ目、3ページ目が今回地元説明会や役員会で使わせていただいた資料ということで、併せて分かりやすいと思ひまして資料としてつけております。

○掛谷委員 ちょっと今の申し訳ないんですけど、伊部交差点が一番上の見えないところにありますけど、土器委員が言われた話で実はJRと国道2号のいわゆる国土交通省、国と県と市と全部絡まった大変な一大事業みたいになるわけですよ、実際。これ大森課長のところでこれは取り扱うことでないんで、多分話は無理だと思うんですけど、そんな話はこのJR東交差点の話なんかは出ないというか、出さないというか、本当はこの下のほうがメインなんで、しかしながら東の交差点というのはもう物すごく大きな絡みがあるんで、そこの話なんかは出ない、出さない、今後どういう取扱いになっていくんでしょうか。この基本構想とは多分何か直接関係ないとは思いますが、どう考えておられる。

○大森都市住宅課長 おっしゃられるとおり、東交差点につきましては大変重要なところだと思います。この区画整理の廃止につきましても、もともと都市計画道路があったところでございますので、やはりこの赤色の線につきましてはこのあたりの土地を縦断する路線でございますので、将来的に開発できれば建物が建たないうちにできたほうがいいかなということだと思います。国道2号の関係につきましては、やはり期成会等でお話をさせていただいているかと思ひますので、それにつきましては進展を期待したいと考えております。

○掛谷委員 この構想自体の問題というか、土器委員の5メートルとか、そういうふうな話も取り入れて早く肅々とやってもらえばいいかと思ひます。

ただ、JR、また国道2号の絡んだ話って物すごく時間がかかるんで、この基本構想のものと別にしっかりとタイアップした形で東の交差点についてはプロジェクトチームをつくるなり、同時に別建てでしっかりとやっていただきたいのと、大きな影響がある関連したところだと思ひているんですよ。ちょっと外れて申し訳ないんですけど、どうですか。

○岩崎産業部長 委員おっしゃられるように大変重要な交差点と認識しておりますので、今後そういった取組も積極的にやっていきたいと思えます。

○川崎委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で報告事項の審査を終わります。

***** 所管事務調査 *****

続いて、所管事務調査、渚の交番事業についての説明をお願いします。

○中畑農政水産課長 12月10日の総務産業委員会でお配りしたパースだったんですけど、あの段階では実は施設の外構工事の一部が変更されるような形になってありましたので、今回改めて最終的なパースをお配りしております。また、現在の進行状況としましては、1月28日に市内業者6社による入札が行われました。その結果、東備建設が落札されました。今後2月16日に起工式を行う予定になっております。

それから、だんだんこの事業が進んでいるところですが、一昨年から何度か総務産業委員会でも説明はさせていただいているんですけど、備前市里海・里山ブランド推進協議会や渚の交番についての説明で私自身の拙い説明で十分御理解いただけてない点もあるのではないかと思いますので、ここで改めて今回資料を作成させていただきました。簡単に説明をさせてください。

まず、文章のほうは後でまた見ていただく中で、それらに関係して資料1を御覧ください。

これ組織図になっております。備前市里海・里山ブランド推進協議会につきましては、この矢印の下4つの部会が様々な関係者によって幅広く備前市を考えていただきながら、まちづくりに深く関わっていただいています。その中で、取組が始まった渚の交番事業、海洋教育を中心として備前焼、閑谷学校などを含めた交流、そのほか観光面であったり海ごみ対策などの環境面においても活動が行われています。

それから、その資料の裏面、資料2ということになっております。ここに表しているのが、現在と今後の活動内容というものを簡単に列記させていただいております。もう既に活動自体はいろんな取組が行われておまして、多くの学校や研究機関、また一般企業も関わって行われています。先日山陽新聞に掲載されておりました記事を準備しようとしたんですけど、これも著作権の関係でお配りできないということで事務局から切り抜きを回覧させていただきます。この中に、アメリカのワシントン大学も関わっているというようなことで大きく取り上げられております。ここに関わっていただいた太田教授という方がおられまして、その方は海洋酸性化研究の先駆者ということで以前笹川平和財団の研究者として備前市にも来られていた関係で、今回の渚の交番事業を進める上で日本財団への口添えもいただいたと伺っております。このように備前市が国内にとどまらず、海外でも注目される可能性が大いにあるということがお分かりいただければと思います。今後これらを御理解いただいた上で、今後も引き続きオープンに向けて委員の皆さんには御協力をお願いいたします。

○川崎委員長 いかがでしょうか。

○掛谷委員 パース図、もう済んだことであまり言いたくないんだけど、実はこれ山陽新聞、2020年5月13日頭島に海洋学習施設里海の交番、これ見てください。内容的にいうとワシントン大学の先生とか多分内容は教育とかSDGs、内容的には全然いいんです。こんなすばらしい観光施設なり教育施設ができるのはいいよというて、このときも2億3,000万円全額を日本財団が協賛して、すばらしいものでした。これこのときから比べるとすばらしいものだと思います。それはもう日本財団がするんだからしょうがないがなど、お金を出してくれるのが日本財団だからというような話で、何かいちゃもんつけようようにも聞こえるとは思いますが、あまりにも違やせんかと、別物ですよ。何か販売するとか、教育のものは入っているんでしょう、そりゃ。いわゆるデザインですよ。観光というのは、やはり建物というものもそりゃ大きいですよ。教育を学んでいく中身の問題というのが本質論ですよ、確かに。だけど、あまりにも違うんで、誰が見ても第三者が公平公正な目で見ると一緒か、これはというのが私の、いちゃもんつけようようじゃありません。誰が見てもあまりにも違やせんかということで、もう前行きよんで今さらというんだけど、そこをどうしてこういうふうに大きく変わったんか、担当者としても恐らく疑問に思っているんでしょうし、いろんな複雑なこともあるんでしょう。どうなんですか、そこは。

○中畑農政水産課長 掛谷委員がおっしゃられたとおり、いろいろなこともあります。ここでそれをどう説明するというのは、なかなか正直できません。

ただ、その写真を出すタイミングが以前の写真というか、パースを取り上げられていたということにはなるかと思うんですけど、現実にはコンサルさんと詰めていく中で、やはり現実的なその費用的なものを考えていく中でこういう形になっていたんであろうと思います。それ以上、ちょっとなかなか説明しにくいです。すみません。

○掛谷委員 だから、もう起工式があるんだから、今さら言いたくないんだけど、市のほうはやってもらうんだから、日本財団の言うとおりははいはいしかもう言いようがなかったんじゃないろうというふうには思えるんですけども、じゃけどそういう話は一言も言ってはないんですか。市のほうで、建物、デザインもこれはなぜこうなるんですかということが一言でも二言でも、そりゃ言えんことはないでしょう。そりゃもうほとんど言ってないんですか。私はもう素朴な疑問なんです。

○中畑農政水産課長 そういう感じではないんですけど、なかなか専門的ではないこともあって、コンサルの方にある程度一般社団法人みんなまでびぜんの方もそうでありますし、市の側としてもそういうことであります。それで、あまりにも大きく変わり過ぎじゃないかということをおっしゃっていただいているんですけど、これについては私のほうからどうこうという説明はなかなかしにくいです。

ただ、この今回のこの事業につきましては日本財団がこういう形で援助いただけるという、この趣旨の大きなところは観光とかではなく、多くの子供たちが海に親しめるような研究施設、そういうことに主流を置いていますので、形はいろいろいいのにこしたことはないんですけど、こ

の施設の意味、できる意味がよりいいものになるには外観だけでなく内容であろうと、自分としては思います。そういうことも含めて、今回の資料を作らせていただいております。私的な部分もちょっと意見入っているんですけど、また後で読んでいただければと思います。

○橋本委員 これ私が要求したんですけど、実は我々委員が提示を受けておったパース図がこれなんですよね。この3枚ですよね。この間山陽新聞を見たら、山陽新聞にはこれが載つとんです。私はこれを見たときに、何ならこれほど、今まで我々が聞いとるものとほとんど似ても似つかんがなと思うとったんじゃないけど、こうやって一体もんにして出したら、ああ、これとこれ一緒じゃなと、難しいよりも同じじゃというふうに判断する。私が担当課長に申し上げたのが、何で新聞発表ができるこのパース図を我々委員にもくれなんだんならと、3枚が4枚になってもええじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺何らかの意図があるんですか。

○中畑農政水産課長 全く意図はなくて、先ほども御説明させていただきました、その12月10日の委員会でそれをお配りしたと思うんです。どこがどう違っていたかという、ちょうど上の部分から2階の部分へ行く、その12月の段階でお配りした部分が、本当は形が写っていないんですけど違っています。ですから、そのときにはもう既にその部分を入れると工事費がオーバーであるということで、その部分はもう変更しようということが決まっていたので、本当はもっと大きな引いた図であったんですけど、そこを写らないような形で切り取って建物自体の変更はなかったもんですから、建物自体を部分的に示させていただきました。まず、今一番その下のほうのパースでこの長くスロープがあります。このスロープが本来こういう形ではなくて、一旦東に振って西に振ってという折り返すようなスロープだったんです。それをするによって、手前の広場をもう少し確保できるなという予定だったんですけど、実際にその詳細設計を上げて金額的なことをはじいたときにそれはかなりオーバーするよということで、もうその時点で変更しないといけないということになっていましたので、その部分を削って建物だけを集中して写させていただきました。ですから、前お配りしたやつと建物自体は変わってないと思います。

○掛谷委員 分かりますけど、マスコミに出す場合は慎重にしてくださいよ。最初のこの完成イメージだと、うわっ、すげんがええのができるなという期待をしたら倉庫みたいなので、もう市民だって関心がある人は誰だっておかしいと思いますよ。やっぱりマスコミに出す場合は慎重にして、これでほぼ間違いないというもん出してもらわんと、何ならこれは別物じゃねえかと、じゃからもうそりゃ日本財団がお金を出してくれるんじゃないかなと言われなと言っても、これだけ違うたら言わあと言うから、マスコミに出すときにはよく慎重に考えてください。お願いします。

○石原委員 課長、丁寧に過去の振り返りも含めてまとめていただいて、本当に長い時間をかけて進んできたんだというのが改めて振り返れますのと、それからいよいよ今年ですか、年度でいえば来年度でしょうけど、いよいよ事業開始に向けてというところなんですけど、この施設のネーミングはたしか募集されたとか、どうなつとんでしょうか。

○中畑農政水産課長 すみません。報告漏れですね。ネーミングなんですけど、1月いっぱいネーミング募集をされていました。それで、2月の理事会兼関係者が集まって、取り決める会議

をしております。一応もう内々では決まっているんですけど、どこかの場面でその公表する機会を持ちますんで、それまではちょっと公表は待ってくださいと言われておりますので、名前は決まっております。近々発表するようになると思います。

○石原委員 ネーミング発表、楽しみにしておきたいと思います。

それから、先ほど議論もありましたけど、当初出されたものと姿がちょっと違うよということなんですけれども、本当に大切なのは施設、建物じゃなくて中身だということを僕も実感しますし、あちこちいろんなところへ行きますと海辺の景色のええところへいろんな観光地に立派なパブルの頃までにいろんな施設が建ったりしていますのがことごとく厳しい状況に置かれて今はもう閉鎖されとるようなシーンもあちこちで見かけますし、本当に大事なのはこれから中身ということで、中身について言いますと先ほど言いました海辺の観光的なスペース、施設はもう全国津々浦々あちこちありますんで、そこと差別化していく、特に備前市が力を入れているのはまさしくあの海洋学習のところかなというふうに思います。これまでも取り組んでいる海洋事業ということで資料2にもありますけれども、今後スタートすれば、例えば海のないような都道府県の学校も興味を持たれて来られることも想定されますし、本当に子供たちが海を通じて学んでいく、掛谷委員がよくおっしゃるSDGsの一つにも海を守っていくようなことも取り上げられておりますし、大きな教育の場になるのかなと。海に関しては近いんでとにかく備前市内でいえば日生中学校、小学校さんあたりが積極的なアマモを通じた学習をされとんですけれども、これほかの施設にも言えることなんでしょうけど、肝腎要の備前市内の小・中学校、子供さんの教育の場としてこれ教育委員会との兼ね合い、各学校との授業数の関係もありましようけど、ぜひ連携を図っていただいて備前市内の子供たちにこそ市内の海を通じた教育を今後ぜひ市外から呼び込むこと以上に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中畑農政水産課長 私も担当して思うところが、まさに今石原委員がおっしゃってくれたようなことです。海洋教育、海洋学習ということですから、教育がメインであるということも私も認識しております。だんだんとそのプログラムとかそういう中に、日生中であったり日生西小であったり、そういう地元ばかりでなくてやっぱりこちらの伊部であったり香登であったり、そういう子供たちもぜひ参画していただいて、もう学習という固い部分だけでなく、カヤックであったり海で遊ぶというようなことを含めて、それと海でなくて伊部のほうの山との交流であったり、そういうこともどんどん広げていく、そういった意味でも可能性の期待できる拠点施設になることを期待しております。

○尾川委員 ちょっとこの議員各位という文書を読ませてもらって、一々言葉尻をつかまえて言うつもりはないんですけど、2点ほど。

まず1点目が、どうも私らよう理解してなかったかも分からんですけど、これが方針というか、精神でいくんじゃろうかなと、どうも最初のうちの目的というんか、方針展開というか、やり方というのはちょっと違いがあるんじゃないかという感じがするんですけど、その点どんなですか。

○中畑農政水産課長 私の中では以前お示した形としては全然違っていたんですけど、基本としては海と山と里海と里山と町をつなぐという三角形のような図で書かせていただいていたと思います。それが表面的には原点であって、それらの中に海洋学習があるというようなことを示させていただいていたと思います。

○尾川委員 もう一点は、この資料2が書いてあるところ、下のほうになかなか多くの利益は発生しにくいとこの部分に関して云々、今後も協力していく必要があると思われまふというふうな文言があるんですけど、どうも私は独立して商売して何とかなるんじゃないかという期待をしとったんですけど、この文書をしたらどういう意味か、利益は発生しにくいと書いてあるんじゃないけど、その辺のちょっと説明してもらいたらと思うんですけど。

○中畑農政水産課長 確かにこの書き方としてはそういう取られ方もするとは思いますが。ただ、現実にこの拠点施設というのは日本財団の狙いとしては日生漁協でやっとなる取組であったり、そういうことを取組を認めていただいているということなんですけど、主に石原委員がおっしゃっていただいたような海洋学習であったり海洋研究であったりというような拠点になる部分が多くなると思います。それで、ただ施設の運営というのはもちろん自分でやっていただかないといけないといった中で、そのレストラブースであったり物販ブースであったり、あとアウトドアの関係、そういうことで運営資金はそちらのみんなでびぜんのほうで頑張ってもらいと、理事の方も新たに4名を加えてということを書かせてもらっているんですけど、この方々はもちろん全く無報酬でやっていただいております。今のところお一人が正職員として、もう既にいろんな準備で動いていただいているんですけど、できるだけ人件費を省きながら、そういうことで自分で運営できる努力は一般社団法人のほうでいろいろと考えていただいているということなんです。

○尾川委員 その点、やっぱり議員に知ってもらいよりどういうふうに市民が活用していくかということが肝腎なところじゃねえかと思うんで、そのあたりをようPRしてもらいたいということと、それから自分でやっていってもらいたいというて課長は強く思われとつても、現実的にこれも一々言葉尻つかむんじゃないですが、この文書は課長の責任で、部長の責任、市長の責任でもねえわけじゃな。こういう文言を書いて、どういう趣旨でかなと、もっと要するに議員だけじゃから別にどういうことはねえと言うけど、やっぱりこれが出てしまうわけで、じゃ、このお金のことは市が負担すると書いとるんじゃないか、こういうような取り方になってくるんじゃないか。はなからそういう表現はやっぱり適切じゃねえかということをおしは言いたいで、その辺が疑問に思うところで、一番心配しとつて、施設は日本財団からお金をほとんどもらえるんじゃないから、何とか皆了解せいとつて言つたような気がするんです。中身についてはどこまでというか、独自性で組織もあるし、口出すところじゃねえというて言われとるから、こつちもそういう解釈しとるんじゃないけど、どうもこの文言を見たら、これは市のスタンスか、課長のスタンスかというのはよう分からんところもあつたりするんで、ちょっとその辺を明確にしてもらいたいと思うんですけど。

○中畑農政水産課長 この文書を作つたのは私でありますから、内容としては私の私的な部分で

あるということです。

ただ、内容につきましては市の考えじゃ、部長の考えじゃということではありませんが、ここにありますように産学官民が一体となってというような部分、重要な部分がかなりあります。そうですね、もうこの施設を生かすも殺すもという、殺してもらったら困るんですけど、生かすためにはやはり皆さん方の御協力も今後必要になってくるということでのお知らせということで御理解いただきたいと思います。

○尾川委員 もう最後にします。もうこういう資料1の推進協議会の組織図があって、こういう組織で運営されるという推察しとるから、それを一担当者というたら失礼だけど、備前市が全部責任持つような言い方というのはやっぱり控えるべきじゃねえかという指摘だけさせてもろうときます。

○橋本委員 起工式は分かりましたが、契約書には竣工引渡しはいつになっとんのですか。オープンが当初7月1日じゃというて言ようたのが8月になったり、最終的にはいつ頃オープンされるんです。このコロナ禍のこともあると思うんですが。

○中畑農政水産課長 工期が7月いっぱいであったと思います。

○橋本委員 準備をして、大体8月の半ばぐらいには正式オープンじゃね。準備が要るでしょう。

○川崎委員長 市が中心で入札したんじゃったら入札資料配ってくれりゃええのに。それには書いとんじゃないん。

○中畑農政水産課長 市が中心としたわけじゃありません。

○川崎委員長 はい、ほんならちよつと説明をお願いします、それ含めて。

○中畑農政水産課長 オープンは8月中旬の予定になっています。今橋本委員がおっしゃったように、コロナ禍の中でいろいろと変更が今までもありましたから、今後のこと分からないですけど、以上です。

○橋本委員 了解です。

○川崎委員長 社団法人が入札したということ。だから、こっちへ配る必要ないんかな。関連でこれだけ資料配って、入札の結果やこうや完成日や起工式いつ、工事期がいつというような資料も配れんというのは少し疑問なんじゃけど。

○中畑農政水産課長 ここで配らせてもらったのは関連の資料という、もちろんパースとかは関連ですけど、この組織図であったりするものは、これは渚の交番とは違います。これは備前市の中にある里海・里山ブランド推進協議会ということになります。なかなか説明が難しいといったのは、この辺だと思います。

○川崎委員長 じゃから、入札は大体どこがやったん。

○中畑農政水産課長 一般社団法人みんなでびぜんです。

○川崎委員長 一般社団法人がやって、その結果についての結果は公表できないようなものですか。いかがですか。

○中畑農政水産課長 東備建設が落としました。

○川崎委員長 いやいや、落としたという、そういう入札結果の資料なんかはいただくというわけにいかないんですかと言よんじゃ。これだけいろんなことを議論してきたのに、その入札で完成式まで載っとる、そういう契約書の控えか何か、大体公共事業だったらこういう参加者があってこういう結果ができました、それで契約者は誰で工期は幾らだというて書いたA4判ぐらいは最低限今までは頂けとったんじゃけど、このケースは頂けないんですか。

○中畑農政水産課長 そうですね。その建物云々に関しては、もう完全に一般社団法人の関係でありましたので、その部分については逐一説明するのにこういうもの出しますよということで、これはいいとか悪いとかというような協議にはなっていないんですけど、今度パスを出させていただきますとか、そういうようなお話は常にさせてもらいながら、こういう会議に臨んでおります。

○川崎委員長 やっぱり市有地に建てるという意味では最大のオーナーというのは備前市のような気がするんで、そこにこういうところで協議もしとるんじゃし、別に干渉する意味ではなく結果についてを配っていくのはやっぱり自治体と社団法人は全く独立だから、そこで行った入札に関する資料なんかは配れないという理解でよろしいんでしょうか。

○中畑農政水産課長 私の判断では配れないとか、配れるとかじゃなしに、今ここでは準備しておりません。もしそういうことを要求されていますということをお伝えして、出していいものなら出させていただきます。

○川崎委員長 それじゃ、よろしく願いしまして、これでよろしいでしょうか、渚の交番。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで渚の交番事業についての調査終わりたいと思いますので、休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○川崎委員長 再開いたします。

***** 報告事項（市長公室・総務部外関係） *****

それでは、市長公室、総務部関係の報告をお願いします。

○桑原企画課長 それでは、企画課から八塔寺国際交流ヴィラの所管替えにつきまして御報告をさせていただきます。

企画課で所管する八塔寺国際交流ヴィラにつきましては、令和3年度から吉永総合支所へ所管の変更を予定いたしております。現在、吉永八塔寺には国際交流ヴィラと同様に宿泊を可能とする施設として八塔寺山荘、八塔寺ふるさと館があり、吉永総合支所が所管し指定管理者による管理運営が行われております。今後は八塔寺全体を管理する視点からも、国際交流ヴィラを含め吉永総合支所での一括した管理により効率的な管理運営を図るとともに、八塔寺への訪問者、施設利用者の増加にもつながればと考えております。

なお、所管替えに伴い、備前市行政組織規則の改定を行う予定といたしております。

○川崎委員長 これについてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

この件については終わります。

続きまして、危機管理課から報告をお願いします。

○大森危機管理課長 それでは、危機管理課から3点報告をさせていただきます。

1点目、国土強靱化地域計画について、現在素案を各課で精査しているところでございます。2月19日から3月18日までホームページにてパブリックコメントを実施する予定としております。素案が完成いたしましたら、議会事務局を通じてサイドボックスにアップしますので、よろしく願いをいたします。

2点目、昨日備前市三石と片上の方から振り込め詐欺に関する連絡がありました。介護福祉課の職員を名のり、市からの過払い金の振込があるので銀行の口座情報を教えてほしいとの連絡があり、市役所も備前信用金庫も休日なので御本人様が怪しいと思い、電話を切った後に市役所の日直へ連絡してくださいました。本日、御本人様と立ち会いし状況確認を行いました。介護福祉課、税務課にも情報共有を行いました。備前警察署にも出向いて情報共有を行っております。市役所から過払い金の払込み、口座情報を電話でお聞きすることはございません。このような特殊詐欺が多発しております。備前市ではホームページ、びぜんn a v i、備前市L I N E等で注意喚起の啓発を行っております。委員の皆様にも、御高齢の方とお話しすることがありましたら注意喚起の啓発に御協力をお願いいたします。

3点目、建物火災、林野火災についてでございます。

今年に入って建物火災3件、林野火災4件と多発しております。備前市ではホームページ、びぜんn a v i、備前市L I N E等で野焼き等の火入れをするときは備前署へ連絡するよう注意喚起の啓発を行っております。東備消防とも連携し、消防車両の巡回による啓発を行っております。委員の皆様にも、野焼き等の現場を見ましたら火入れをする際には消防署へ連絡するよう注意喚起の啓発に御協力をよろしく願いいたします。

○川崎委員長 よろしいですか。

○掛谷委員 野焼きをするというのを地域でやられる人が多いと思います。それはどこへ届ける義務があるのか教えてほしいんですけどね。

○大森危機管理課長 農業している方にとっては、田畑での野焼きというのは発生することはございます。その火入れをする際に、消防署へ連絡をしてくだされば消防署のほうで注意しておりますので、対応できるということでございます。

○掛谷委員 それは義務なのか、要するに届出をせんかってそういうことが起きたら、まあまあなかなか罰則、罰金とかにはなんないとは思いますが、義務なのか、任意なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○大森危機管理課長 義務、届出なので届けておいてくだされば消防署のほうも場所等把握して

おりますので、広がることのないように速やかな対応ができるということだと思われま

○掛谷委員 逆に言えば、届けてなかったということが起きたからどうのこうのにはならないんですか。

○大森危機管理課長 それはないと思います。

○川崎委員長 よろしいでしょうか。

○尾川委員 特殊詐欺の話が出たんですけど、対応はしっかりしてくれと思うんですけど、まず市役所の日直とか、それから宿直の対応というのを再確認していただきたいなというふうな感じがするんで、特に委託するとかという話でどうなっとんか分からんのですけど、意外と業務に精通してない人が対応すると分からんままに処理していくと後々事がこじれるような気がするんで、今回うまくいったんじゃないと思うんですけど、日直とか宿直の担当者というのが市役所へ相談するとそこが第一義的に窓口になると思うんで、その点よろしくお願ひしたいと思うんですが。

○河井総務課長 このたび危機管理課長から御報告させていただきました案件は日中でございましたので正規の職員が日直をしております、こちらが対応しております。連絡を受けて危機管理課長、それから介護福祉課長のほうへ連絡をすぐにさせていただいている状況でございます。今後この後、私のほうから宿直のほうへの御報告もさせていただきますが、対応時には発生時にはこういうふうな形での連絡というふうなのはマニュアルにしっかりと整備していておりますし、追加が必要な場合は随時追加して当直員のほうにもしっかりと伝達を行っておりますので、不備のないように努めてまいりたいと考えております。

○川崎委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、あと審議に関係ない職員の方、退席していただいて結構です。

続いて、総務課からお願いいたします。

○河井総務課長 それでは、総務課より御報告させていただきます。

先ほど来御心配いただいております宿直業務の民間委託の状況でございますけれども、昨年10月の業務委託開始から現在までで4か月少々の間、また年末年始の長期休暇、こちらのほうも含めて特に問題となるような事案はなく順調に業務委託のほうが実施できております。また、問合せ等に対しましても親切、丁寧に対応いただいている状況であり、今のところ私どもとすれば安心して任せていけるというふうに確信している状況でございます。

○川崎委員長 よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、総務課の報告終わりました、財政課。

○榮財政課長 失礼します。財政課より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分について御報告をさせていただきます。

この交付金の詳細につきましては、今後開催されます定例会中の予算決算審査委員会におきま

して審査をお願いすることになりますので、本日は金額と交付金の取扱いについてのみ御報告を申し上げます。

先般国で可決されました補正第3号によりまして、全国の都道府県、市町村分といたしまして措置された1.5兆円のうち、備前市分といたしまして2月2日付の通知で2億5,690万9,000円の配分がございました。こちらにつきましては年度末の決定ということで、国において全額が繰越しをされ、備前市の予算としましては来年度令和3年度の予算で計上されることとなります。したがって、今回追加されました交付金2億5,690万9,000円につきましては令和3年度の当初または補正予算に計上するコロナ対応関連事業の財源として活用していくこととなりますので、その点をよろしくお願いいたします。

○川崎委員長 この件についてどうでしょうか。

○掛谷委員 その詳細というのは一覧表とか中身ですね、財源の中身、備前市分の、これは額だけが分かっているんで、その中身については補正予算のときしか出していただけないんですか。

○榮財政課長 この内訳につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策に直接関連する例えば衛生用品の購入であったりとか、それから事業者の支援であったりとか、そういったものともう一つ、前回2次配分のときにもございましたが、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分ということで、それぞれの金額が計算されてこちらのほうに入ってきております。詳細につきましてはですが、まだ全体の金額だけがこちらに来た状況ですので、中身につきましては追ってこちらで分析をいたしまして定例会中の予算決算審査の委員会に御報告できればと考えております。

○掛谷委員 分かりました。

○川崎委員長 よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、財政課終わります、契約管財課からの報告。

○梶藤契約管財課長 契約管財課のほうから2点御報告があります。

1点目ですが、一般競争入札による市有財産の売払いについてでございます。

こちらにつきましては、2月の広報に折り込みチラシを入れさせていただいております。購買物件の件数については4件で、1件目が備前市麻宇那の雑種地で383平米、345万円で売り出しております。2点目が穂浪の昨年度も売り出したんですが、穂浪保育園の跡地について1,966.61平米、1,080万円で売り出しております。3つ目が日生の社会福祉協議会、消防の跡について宅地と建物合わせて宅地部分が435.85平米、建物部分が189.36平米、合わせて900万円で売り出しております。4つ目が備前市吉永町神根本の宅地、これは市営住宅の跡地になりまして、こちらが125万円で売り出しております。受付期間が2月1日から3月5日までということで行っており、現在のところまだ問合せ等はございません。

2点目ですが、委員長からの資料要求ということで、分庁舎のアスベストについての資料を配付させていただいております。

分庁舎につきましては、昨年取り壊した本庁舎のように壁にはアスベストがございませんでしたので、取壊し方法についてはもう散水等による飛散防止という形での簡易な形での取壊しできております。写真のほうは1階部分の取壊し前、2階部分の取壊し前と後、3階部分の取壊し前と後、基本的に床のビニールのタイル部分とかフロア部分、あと壁の部分ですね、その部分についてのアスベストが見受けられたということでございます。

○川崎委員長 これについてはいかがですか。

○掛谷委員 分庁舎につきまして事前にこのアスベストについてはないのではなかろうかという報告ではなかったかと、私の記憶違いかも分かりませんが、もう一度確認をさせていただきます。

○梶藤契約管財課長 アスベストにつきましては、本庁舎の部分でかなり御議論いただいた部分でもありますし、その際に次回の発注分の分庁舎についてはしっかり調査をしてくださいというふうなお話もありましたので、壁材についてもしっかり調査させていただいており、調査どおりアスベストは壁材とか部分については出なかったということでございます。基本的に建物につきましては、建材にアスベストを使っている建材がほとんどですということで、今後も御理解いただければと考えております。

○掛谷委員 ありがとうございます。それは特段にそれで、そのお金が別に要するという事じゃなくて、通常どおりの解体ということで理解しとったらいんですか。

○梶藤契約管財課長 今回の解体の部分につきましては、アスベスト等による変更等は生じてございません。

○掛谷委員 分かりました。

○川崎委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、会計管理者。

○中野会計管理者 それでは、会計課から金融機関からの公金取扱いに係る要望とその対応について報告をさせていただきます。

新聞報道もありまして、その一部については既に委員の皆さんも御存じのことかと思えます。

まず、要望ですけれども、本市の指定金融機関の中国銀行さんから、まず1つ、市役所への派出業務について、令和4年度末をもっての廃止の通知とそれまでの間、具体的には令和3年度、4年度の2年間、派出人員の人件費相当額400万円の負担の要請があります。

それからもう一件、令和5年度からの窓口収納手数料1件200円の負担要請がなされております。中国銀行さんは、同行が指定金融機関または収納代理金融機関の業務を行っている県下の団体に要望をされておられます。

さらにもう一つ、本市の収納代理金融機関、都銀の三井住友銀行さんからもこちらは令和4年度から窓口収納取扱手数料1件200円の負担要請が来ました。これに対する本市の対応ですけれども、まず中国銀行さんの派出業務についてです。令和4年度末をもっての廃止は中国銀行さ

んの機関としてのもう決定事項であり、協議の余地はありませんと、しかしそれまでの間の人件費負担のほうについては派出業務に対する対応が団体によって違っていることから金額面での協議は可能とのことでした。

派出業務に対する対応が団体によって違っているということの内容ですけれども、具体的に上げますと既に費用負担をしている団体があるということ、それから派出の時間ですけれども、普通は銀行の業務時間は9時から15時ですけれども、本市は1日4時間、10時から12時と13時から15時までの4時間に短縮しているといったような対応をさせていただいております。ということで、派出業務に対する対応が団体によって違っていることから金額面での協議は可能であるというお話でした。

この要件に対しまして、本市では経費の負担はできませんが、その代わりに派出業務の廃止を1年早め令和3年度末までとしてもらうことでの対応を打診しましたところ、内諾をいただいております。人件費相当額を負担したところで、もう2年後には派出が廃止となるのならば、このほうが市の経費節減にもなることから、この提案に至りました。派出の業務は税金等の窓口収納というイメージが強いですが、事務としては市の出納業務のほうが多いです。これが廃止になりますと、これまで派出で行ってもらっていた業務で今後は会計課のほうで行わなければならないものが出てまいります。さらに市役所での窓口収納は全て市の職員が行うということになりますが、現在の派出廃止後の会計課にある指定金融機関の窓口、玄関入って正面ですけれども、ここを閉鎖するというわけにもいきません。そこで、11月補正に計上し可決いただいております税務課で購入する公金収納のレジ、POSレジですけれども、これを会計課の窓口を設置し来年度は発出と会計課職員による窓口収納を一緒に行うとともに、派出の出納業務で市に移行するものと指定金融機関として引き続き行う業務を明確にいたしまして、要は来年1年度かけまして派出廃止にスムーズな移行ができるようにしていきたいと思っております。レジの設置場所を当初の税務課の窓口ということから変更することとなりますが、よろしく御理解のほどいただきたいと思っております。

それからもう一点、中銀さんからの要望の令和5年度からの窓口収納取扱手数料1件200円の負担要請ですが、これがさきに新聞報道等がなされていたものです。窓口収納手数料を負担することとなると、これは指定金融機関だけではなく収納代理金融機関にも波及しまして、この金額をそのまま受け入れると大きな財政負担になります。本市の例で挙げますと、中国銀行さんの窓口の取扱件数が大体2万7,700件、これが200円ということになりますと609万4,000円、それから中銀さん以外の収納代理金融機関さんのほうで取り扱っていただいているのが2万4,900件で673万1,000円、計5万2,600件で1,157万2,000円の経費負担をするということになってきます。この件は県下都市会計管理者会はもちろんですが、市長会のほうでも話し合われております。まだ2年間の猶予もありますので、今後交渉は各市で行うも、県下都市で足並みをそろえて対応していくということになっております。

最後に、収納代理機関であります三井住友銀行さんからの要請ですけれども、窓口収納手数料

の負担について、これは中銀さんと同額ですけれども、こちらは1年早い令和4年度からの要請となっております。これについて三井住友銀行さんに対しまして本市は他行から、具体的には中銀さんですけれども、窓口収納手数料負担の要請が来ており、それと併せて検討、対応をさせていただきたいと思っています。ということで、実施期間を1年ずらすことと負担額について協議検討の余地はありますかと尋ねましたところ、三井住友銀行さんのほうからはもうこれは全国一律に依頼しているため、その余地はありませんというお答えをいただいております。本市としましては、三井住友銀行さんだけを特別扱いできないという結論に至りまして、手数料負担は困難ですということの回答を先日2月8日付の文書で返したところであります。

なお、口座振替による収納は引き続き行っていただけます。

三井住友銀行さんには年間2,800件程度の窓口収納を取り扱っていただいておりますが、これは都市部にお住まいの個人の方、それから東京、大阪等に本店等を置く事業者の法人市民税、それから特別徴収に係る個人住民税、固定資産税、軽自動車税がその大半となっております。窓口収納の取りやめ後は関係課には県外の納入義務者に対しましてはゆうちょ銀行のカク公の払込み取扱い表、具体的には皆さんよく見て御存じだと思いますが、こういうやつですね、これを同封して対応をしてもらうこととしております。

それと同時に、個人の方には口座振替、それからコンビニ収納、これは全国でできますので、その案内を行ってまいります。さらに事業者さんには共通納税、これを推奨してまいります。共通納税というのはeLTAX機能の一つでありまして、事前に登録した金融機関口座を指定して対象となる全ての地方公共団体へ一括して電子的に納税ができるシステムであります。これは自治体が地方税共同機構に負担金を払っております。備前市も90万円の負担をしておるそうです。それにより、その手の手数料の経費は賄っておるそうです。現在は法人住民税、特別徴収に係る個人住民税が対象ですが、今後は固定資産税、都市計画税、軽自動車税も加わる予定となっておりますので、これが拡充されればほぼ事業者さんのものについては解消ができるのではないかと考えております。

ちなみに三井住友銀行さんを収納代理機関に指定している岡山市さん、倉敷市さん、玉野市さんがありますが、どちらも負担に応じる予定はないようです。

金融機関からの要望ですが、中国銀行さんからの派出人員の人件費相当額の負担や窓口収納をはじめとする公金取扱手数料の負担要請については、実はこれまで毎年されてきました。その中、何とか現状のまままでとこちらの希望を通し、言い換えれば銀行側に負担を強いてきたという経緯はあります。今回このようなことに至った背景には、昨今の金融緩和により公金運用による理財がなくなったこととか、また収益の柱でありました縁故債の枠がもう完全入札になりましてなくなったことによります収納や支払いに係る経費をそれでカバーできなくなったと、要は指定金融機関、収納代理機関の業務というのが不採算部門になってしまったというのが原因であろうかと思えます。言い方を換えれば、もうサービス提供のコストを明確にしてきたということも言えるかと思えます。市はこれを機にいたしまして、これまでの口座振替、コンビニ収納、共通納

税の推進に加えまして新たにスマホ収納をはじめとする収納方法の多様化、キャッシュレス化に取り組み収納業務の効率化に取り組んでいく必要があるかと思っております。

以上、会計課から金融機関からの公金取扱いに係る要望とその対応につきまして報告させていただきます。

○川崎委員長 ありがとうございます。

何か質問なりありますか、意見なり。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、この件についても以上で終わります。

続きまして、監査委員事務局からの報告。

○春森監査委員事務局長 監査委員事務局から2点報告いたします。

最初に、監査委員事務局共同設置の有効性に関する調査報告書になります。

現在、瀬戸内市と監査委員事務局を設置して5年目を迎えております。共同設置後、その効果について御質問をいただいたりすることや監査部門としては全国的な注目も高く毎年都道府県レベルも含め問合せがあることなどから、昨年度からその効果等を検証する必要性を検討してまいりました。本年度報告書に記載のある委員の皆様の御協力を得て検証したものを報告書として取りまとめましたので、報告させていただきます。また御覧いただけたらと思っております。

次に、監査専門委員の共同設置になります。この2月の議会において、瀬戸内市との監査専門委員の共同設置について議案を上程させていただく予定です。これは地方自治法の改正により平成30年度から監査専門委員を設置することができ、また共同設置もできるようになっております。この監査専門委員とは、監査委員が実施する監査の内容に合わせ弁護士やITの専門家など専門の方を代表監査委員が選任するものになります。今年度、監査体制の強化について瀬戸内市と備前市の合同の監査委員会議を開催するなど検討を行ってまいりました。その会議において、監査専門委員を共同設置で進めていこうと両市監査委員が協議をまとめたところです。このような検討協議やその後の調整を踏まえ、今回議案を上程する予定としておりますことを報告させていただきます。

○川崎委員長 何か質問なり、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告事項を終わりにして、所管事務調査に入ります。

***** 所管事務調査 *****

最初に、入札制度について。

○掛谷委員 資料をありがとうございます。

何点か申し上げた上で、お知らせをお願いしたいと思います。

まず、ここにはないんですけど、東備の建設業組合というのがあるようです。そこから毎年入札も絡んだ要望が出されているという内容なんか御存じだと思いますけど、そのことについてどういった要望をなされているのか、ちょっとお聞きしたのは何か入札の歩切りについて、そうい

ったものやあってほしくないというようなことをお聞きしたことがあったりするんですけども、建設業組合の要望とはどういったものがあるのかというのが1点と、あとはこの入札制度を分かっているところもありますけど、簡単に説明をお願いしたいと思います。

○梶藤契約管財課長 建設業協会からの要望の内容ということですけど、手元に持ってないんですけど、覚えている範囲で説明させていただきます。

基本的に先ほど歩切りというお話がありましたが、歩切りは行っておりませんので、そういう要望が今はございません。あと最低制限価格というのがありますが、そちらについて備前市においては85.5から86.5の間で動くという形なんですけど、県等におきましては約90%程度であるということで、市のその額を上げてほしいという要望がございます。今回の入札制度の資料とも関連してくるんですけど、今年度の4月より130万円以上の建設工事につきましては一般競争入札に移行しております。その際、その件に関して一般競争入札になるということは参加業者がちょっと増え過ぎると、低い額で増え過ぎるんじゃないかというような要望があって、以前の部分に幾らか戻してほしいというような要望がございました。あとそれに加えて、指名競争入札を行っていたときには2,000万円以下の工事におきましたら大体備前市を東西に分けて工事地域で分けて業者選定して発注しておりましたのを一般競争入札で1つにしているということで、もう一度分けることも考えてもらいたいというような要望がございました。

要望については以上でございます。

○掛谷委員 今おっしゃった条件付一般競争入札130万円以上というのが、今までと変わったところというんか、従来と同じでしょうけど、変わった部分は今おっしゃったところですか。変更点、これがつくられたのが今から何年前かな、この条件、今のこれに書いているのは新しいものが最近追加されたというところはないんですか。

○梶藤契約管財課長 今年度の4月に基本的に一般競争入札の条件を変えております、条件付。基本的には、それに伴って指名競争入札の条件も変わっております。

○掛谷委員 ここの中に全て市長が特に必要と認めるものというのが全部の条件付一般入札であれ、ずっと指名競争、公募、総合も随意契約も、一番下にあるようなプロポーザルというようなことはよく分かるんですけども、それ以外については実際どういことを市長が特に認めるということなんでしょうか。そんなにないんでしょう、こういうことは。

○梶藤契約管財課長 市長が特に認めるものというので、ちょっとこの表現にはない部分があるんですけど、基本的に維持管理部門の委託の業者とか、そういうのは基本的に随契、市長が特に認めるじゃなしに、随契の条件を満たすということで、市長が特に認めるということではないです。随契条件を満たす場合は基本的に随契にできるということになります。それ以外は、こちらのプロポーザル関係になるのかなと。

○掛谷委員 例えば今回もあったそのみんなでびぜんという、これ渚の交番事業で日本財団が全部出していただけるんですけども、土地と一部建物、お墓、それから電波の支柱だったかな、ああいうのが一部市のお金を出してやっております。土地は、もちろん無償提供のその上に建つわ

けです。そういう場合、今回はそのみんなでびぜんという一般社団法人が入札をしておられるということなんですけど、これ備前市が入札はもうそういうものはなくていいんだと、だけど報告義務ぐらいはあるのかなと思うんですけど、ここについてはちょっと教えていただければ、分かりますかね。

○梶藤契約管財課長 入札につきましては、その建物を建てるために資金を出すとか、そういうところが入札を行うのではないかと考えております。報告の義務につきましては、その団体なりの公表をどこまでするかとかというのがあると思いますので、その辺はそれぞれになってくるかなと理解しております。

○掛谷委員 これはもうすぐ推進されようとしている小規模保育園のいわゆるプレーパークなんかも、これは1億3,000万円のうち事業主が3,000万円程度国も、市もお金を出しております。この小規模保育園についても、これは一般競争入札なのか、どこが業者を決めていくような形になってくるのか、よく分からないので教えていただけますか。

○梶藤契約管財課長 プレーパークについて私も詳しくはございませんが、ちょっと一般的な話でさせてもらえたら、事業主が発注するということになりますんで、例えば市の事業で国が補助金を出してやっても事業主である市役所が発注すると同じような考えで、プレーパークの事業主さんが発注するということになるのではないかと考えます。あと入札の形式ですね、そちらにつきましてもその事業主さんの最適な方法という形での発注ということに、入札の様式を選択するという形になるのではと考えます。

○掛谷委員 事業主がということになると、これからやろうとしている民間の事業をやられるプレーパークの関係者の方々が発注すると、そのやり方については入札という意味では見積を取ってどこに発注するかという話で、入札制度ではないと、こう考えていいんですか。

○梶藤契約管財課長 私がお話できるのは、市でする一般的な話ということなんで、これ以上プレーパークの話を私がするのも適切ではないと思いますので、プレーパークの内容についての御質問は答えできかねると考えております。

○掛谷委員 これはもうあくまでもその市もお金は投入してますんで、もちろん国、市、事業主と、この3者でやっているわけなんで、負担割合であるとか、よう分かりませんがあくまでも事業主が責任を持ってこれはやるという国費であろうが市費が入っておっても事業主がやるということでもいいんですかというたら、ちょっと答えにくいというて言よんじゃけど、ほぼそれでいいんですか、事業主が発注でというのはいいんですかね。

○梶藤契約管財課長 私が発言できるのが市の関連する一般的なことになるかなと思いますんで、プレーパークに関して基本的には事業主が発注とかをしたいと思いますけど、例えば特別なことがあるかもしれませんし、その件について私もちょっと存じてございませんので、これ以上確定的なお話をしてもかえって違うことを言っても困りますので、またそちらのほうでの御質問という形のほうがいいのかなと考えます。

○掛谷委員 了解。

○川崎委員長 よろしいですか。ほかには何か入札制度については、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、入札制度終わりました、財産管理についての調査研究、備前片上駅周辺整備事業についての報告をお願いします。

○梶藤契約管財課長 備前片上駅舎改修工事についての入札が終わりましたので、その詳細についてお話しさせていただきます。

こちらにつきましては設計金額が4,051万3,000円で入札後の請負金額が3,495万4,700円となっております。落札業者が株式会社星尾組、工期につきましては令和2年12月28日から令和3年3月31日となっております。

それで、ここで皆様にお願ひというか、御報告があるんですが、こちらの工事につきましてこの2月の議会のほうに繰越しの議案のほうを上げようと考えておりますので、御承認のほうよろしくできたらと思います。内容につきましては、バスの管理事務所とバス運転員の休憩場所の内装部分については3月末には完成するというような形で進んでおります。あとのトイレと改札と、あと外装ですね、そちらにつきましては3月末以降の工事になると今想定されております。よろしくお願ひいたします。

○川崎委員長 いかがですか、この件についての報告は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、続きまして旧アルファビゼン跡地活用事業について資料がありますので、説明をお願いします。

○梶藤契約管財課長 旧アルファビゼン跡地活用につきましては、委員会でも再三御説明をさせていただいております。この機に、ホームページに基本計画ができました。その基本計画に伴って、こちらのダイジェスト版を張っておりますので、こちらをお配りしております。内容につきましては、基本的には委員会等で御報告した部分とほとんど変わらないんですが、数字的なもので面積の取り方とかで細かい数字が出ております。こちらが正式な形での表示となっております。基本的には今まで委員会の中でお配りした写真というか、絵であるとかというものを組み合わせています。裏面の配置計画の矢印等につきましては、今回初めて掲示させてもらっている部分かなと考えております。

○川崎委員長 どうぞ。

○橋本委員 今までこういった資料が出てきたときに、私は特に市民センターと同じような目的の施設は極力排除するよというよなことを要望してきました。そして、芝生広場をうんと広げて植栽なんかもなく、そこが本当の広場のような格好で利用できるよにしたほうがいいのではないかということをお願いしてきたんですが、取り入れてくださっておりません。それで、この設計の図書類はいつ頃確定というんですかね、議決するんですか。今度の当初予算案か何かに出てくるんですか。

○梶藤契約管財課長 この基本計画での議決というのは、基本的にはございません。実施設計に

つきましても予算の承認をいただいておりますので、今実施設計を行っているところでございます。後で御説明しようと思ったんですが、実施設計につきましてもこの議会のほうで繰越しということをお願いしようと考えております。基本設計を行う際に、地元の意見をいただく会とかを設けましたので、ちょっと意見集約が遅れたということでの繰越しという形で上げさせていただこうと考えております。植栽につきましても、まだ実施設計をしておりますので、今後まだ対応というのはできるのかなとは考えております。引き続き御意見等を伺いながら、対応できるものについては対応しようという考えでございます。

○橋本委員 植栽のほうは樹木を植えにやええわけで、簡単なことだろうと思うんです。問題は建物のこの配置なんですけれども、建物はもうこの設計でほぼ確定というふうに認識しとったらえんでしょうか。私はやはり床面積をもう少し狭めて芝生広場を広げて、できるだけ冒頭申しましたように市民センターと同じような目的、つまり200人の集会をする施設、それは市民センターに行けば十分取れるじゃないかというようなことを思っておりますけれども。

○梶藤契約管財課長 基本的に、この基本設計で進めていくということでございます。あと集会できるフロアでございますが、当然椅子のほうも固定式ではございません。一応こちら広いスペースでできるというような形で思っておりますが、仕切り等を基本的には簡易な仕切り等で仕切りながらフロアの活用というのを図っていくことになるかなと考えております。

○尾川委員 私は、一般質問でも同じことばかり言ってきたつもりなんです。まず1点目が、市民センターの図書館構想でこの間も会合が2回ほどあって、市民センターとこの跡地活用とのすみ分けというか、向こうも中途半端な大ホールがあっても大ホール使うためには会議室も楽屋だけじゃ済まんというのは当然のものなんです。市民センターとどういう役割分担するんかというのをそりゃ違う、図書館の担当じゃねえと言うかもしれんけど、備前市としてやりようすることじゃから、そういうことをきちっと決めて構想計画できましたと言うのはえんじやけど、その辺を明確に市民に知らせてほしい、でないともこれ見たら分かるがという言われりゃそうじやけど、市民センターのほうで図書館を大きゅうするんか中途半端にするんか、それもよう分からんというふうなことで、明確にその辺をしてこの計画進めていくというのを、ただアルファビゼンを壊すだけじゃ意味ねえと思うんです。やっぱりどういう客層を集めるか、どういうふうに使っていくんかという考え方があろうと思うんじやけど、その辺を聞かせてみて。一番気になる場所なんじや。

○梶藤契約管財課長 基本的には、この一番表にある憩いの場であるとか、交流の場であるということを目指しております。あと市民センターと重複する部分というのが今の部分では見受けられるかもしれませんが、今後先ほど委員おっしゃられた図書館構想のほうもまとまってくると思います。そのまとまった中での再度の精査、使い分けの精査というのは必要な部分があると思います。何度も申しますが、このにぎわいのある公園、憩いの場であるとか交流の場であるとかというものが必要な部分であると、こういう新しい施設ができて市民の皆さんがそこで集まって交流を深めるとか、にぎわいがある場所になるとかということを目指すことが必要であると私ども

が考えてこの提案になっております。

○尾川委員 あまりやってもしょうがねんじゃけど言わにや伝わらんじゃろうし、まず管理の問題と、それから箱を造ったから使えと言うて、どういうふうに使っていく、問題提起して誰が考えるんですかと、片上地区が考える、備前市全体で考えるんか、ある程度、その辺のやっぱり片上地区の公民館にするんか、アルファビゼンというのは東部の拠点の願いで造ってきたけど、ああいう姿になって時代も変わったんじゃけど、やっぱりそういう脈々と拠点施設としての活用の願いというのはあると思うんです。だから、そういうところからして、もう少し箱を造って考えて使え、それじゃ誰が管理するんか、片上公民館長が行くんか、その辺に何も触れずに計画はアップしとるから読みゃええというて、管理せずに自由に使えと、放り投げるのもそりゃ一つの方法です。自由に24時間開けてもええし、いつでも使うてきて誰が使うてもええ、それも一つの新しい形の方策ですけど、そのときにある程度どういうまちづくりをしていくかということをやったり備前市として考えて図書館含めて市民センターとこっち2つ拠点があって、どうしていくということをもっと徹底してほしいと思う。執行部がそれを決める立場なんじゃから、こっちは文句言うだけしか言わせてもらえんのじゃから、市民センターが建ってホールを使うんならどうい部屋が要って、貸し館にするんか、ここも貸すんか、貸さんのか、部屋が何ぼあるんか、今言う和室が要らんとするもんおるし、この辺のことがあったりするんで、どうも何か見ようたらこれを見たら何に使えというの分かるうと言んじゃけど、どうもぴんとこんというか、どういうふうに導いて、ある程度備前市の姿としてあるべき姿、やっぱりあれだけ近いところにあって、市民センターの図書館あるいは市民センターの改修整備と何らかの関連性というのを持っていかんと、何かどうも意図するところが伝わってこんのじゃ。24時間開けてやるんか、どういうふうなんか、ちょっともう少し踏み込んで説明してもらおうたらと思うんです。

○梶藤契約管財課長 今、もっと踏み込んで説明をというお話がありました。確かに今までの説明の中で、踏み込んだ説明というのはできてなかった部分というのが多々あると思います。それにつきましても、やっぱりなかなかそこまで踏み込めてない部分が私どものほうにもあったのかなとは考えております。今後につきまして私どもが思うのは、ぱっと見間取りを見て、じゃ、ここは何に使う、じゃ、ここは何に使うというのが逆に見えない空間というのを造っているというふうに御理解いただけたらと思います。じゃ、任せっ放しなんかというようなお話もありました。確かにそういう部分も出てくるかもしれませんが、自由な発想でそれぞれが使ってくれるとか、そういう集まれるとかという広場という形でのまちかど交流広場にもなっていると思います。逆に今備前市の中で、こういうフリーな広場があるのかと、市民センターの中にあるのかという場合に、そういう商業施設があるのかという場合には確かにはないです。そういうない場所をここに造るといふ形の思いで、まちかど交流広場というのを造っております。そういうものをうまく世代を超えた交流ができる何かイベントをするとか、そういう形での活用で意見をいただく会でもありましたが、備前緑陽高校の生徒がここに来て、じゃいるだけなんか、それともそれの生徒と一緒に何かできることがないのかとかということもやっぱり今後考えてみんな成長し

ていける、そういうスペースという形での活用というのを考えていく必要があるなど考えております。

○掛谷委員 平面計画と配置計画を見せてもらうと左からいくと待合広場というのはバス停のスペースで待合広場になっているのが1つと、あと真ん中のレンタサイクル、サイクル広場、ジム、それから屋内トイレもそこにシャワーがあって、レンタサイクルして後にシャワーをすること、それでここが1つですね。それから、右側下の休憩か何か一体利用、これは調理と和室、あとはもうまちかど交流広場というて何にもない、屋根はあるんでしょう、フリースペースも自由に使いやと、問題はフリースペースの2で、ここが図書館との兼ね合いで講座室が2つあって、ほぼこれが同じものなんです。だから、図書館構想の中でフリースペース2というのが同じ施設が残るか残らんかということでやってくるんで、考えてみるとレンタサイクルは今のサイクリングターミナルとの兼ね合いの問題、フリースペース2というのは図書館との兼ね合いの問題、そういうところで本当に兼ね合いというんか、リンクした形があって非常に決められないというんか、決めたらじゃ、もう図書館構想がある程度あそこはこういった200名のものはないからこっちよということになるんで、今の時点でちょっと決まらんことを決めてしまうということは、これが決まったらもう図書館構想もある程度決まってくるということになって、何か中途半端になるんです。地元の香登公民館は、ここにある和室と調理室とジム、それからトイレ、これが一体になっているのが大体旧備前市の公民館なんです。片上というのは公民館どこに造るんかという話も、片上公民館がええとは言いませんけれども、皆さんの御意見があるので、これはもう片上公民館と同じようになってくるんです。レンタサイクルもそうだし、もう何もかもがこのリンクした形になっていて、すっきりしない。

ただ、広場があって、それから芝生があったりするの結構でございますけど、建物について私はすっきりせん、全部絡んだ話になっとるんで、私はこれでいいとは思いませんということをおっしゃいます。

○川崎委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石原委員 確認なんですけど、先ほど課長、現在施設の実施設設計段階ということでよろしいですかね。

○川崎委員長 そういうふうには報告したと思いますよ。それで、来年度に延びるか何かというて。

○石原委員 旧アルファビゼンもたしか備前市合併直前ぐらいのタイミングで市が購入されて、もう15年以上ですか、経過して恐らく大方の市民の思いとしてもあの建物何とかすべきと、いつまでも放置されっ放しでということ続いていた建物だと思うんですけど、そういう中でどなたかほかの委員さんもおっしゃった取りあえずほんなら跡地利用についてはもう後からおいおい考えとして、取りあえずもう解体をして更地にして、それから考えていくべきではないかという意見もいろいろ出たと思うんですけど、たしか有利な起債を活用するためにも、いやいや、跡地をどうしていくかも含めて計画を立てて初めてそういう有利な起債も使えるんだという

ことで、ここへ来たと思うんですけども、今計画段階、実施設計これからなんですけれども、さっき言われた所管は違うんでしょうけれども、図書館についても今3つの案から検討がなされとると思うんですけども、もし仮に現存の施設を増改築なんか市民センターをしたりすることに決まった場合には、恐らくこれまで使った片上の公民館機能なんかはやはりどこかへ移ることになると思うんで、恐らくその候補地、場所としてはここも含まれるのかなという捉えでおるんですけども、そこらもしっかりいろいろ市民の皆さん、地元の皆さんの御意見も聞かれてここへ至っておると思うんですけども、いよいよ実施設計ができてくる段階でしっかり検討していただきたいのと、それからレンタサイクルのスペースなんですけど、これもいつでしたか、御提案申し上げて片上の商店街の方、幾らかとお話ししたりする中で、今サイクルステーションが消防署のあたりにあるんですけど、あそこのサイクリングロードという自転車の道も割と自転車好きの方からいうとちょっと本格的な方というのはさほど通らないロードというふうに聞いています。ファミリー層とか、自転車を始めてお友達とというレベルの方が比較的多い道だというふうに聞いています。本格的な人はもうサイクリングロードどころか、すごい峠道をもう岡山県中走り回っているという方が多いというふうに思いますんで、自転車の愛好家の方もいろんなレベル、お考えの方がおられる中で、でも人気が高まってくるとは思うんですけども、せっかく備前市のサイクリングロード発着点となっておるサイクリングロードを目指して来られる方が、言うたら備前市の外れのところでもって自転車をまあまあ借りられたりということで北へ向かって走っていく、片上へまたあそこのレンタサイクルステーションに帰ってくるということで、なかなかせっかく備前に来られても町なかへ誘導できていないというか、その動線が不十分かなというところで、であるならばせっかく備前にそういう形で自転車をこぎに乗りに来られた方がもうちょっと麓の片上のそれこそああいう場所へ自転車の拠点というか、起点となるようなところができたら、安全面に配慮は必要ですけど、その片上の町なかをそういう自転車愛好家の方も現状よりは少しは通られる機会も増えるんじゃないかなということ、一度御提案申し上げたりもしたんですけど、ただ単に自転車を置いてお貸ししてというスペースだけじゃなくて、しっかりその自転車愛好家の方の意向とか動向とかということも捉える努力もいただいて、僕お願いしたのは自転車の愛好家の方でちょっと本当に自転車始めてみようか、こいでみようかという方の中で、おっ、備前の何かあそこに新しいサイクル基地ができたなみたいな話題が広がるようなこともちょっと思い描いていただいて、夢を持って少し明るい希望も持って前へ進んでいただければというふうに思います。意見ですけど。

○川崎委員長 ほかには。

○尾川委員 要は一番のお願いというか、市民センターの同じことばかり言うけど、図書館のことをするんなら、それを明確にしてもらうて、そのサイクリングセンターのことなんかもあれしてもらえるのはありがたいですわ、ここの施設へね。それを私は絶対反対すりゃへん、してほしいんです。

ただ、だからどういうふうに使分けしていくかというのをやっぱり示してもらうて、市民セ

ンターの図書館は市民センターへ図書館すると、ただしこういう役割はこっちへすると、それからサイクリングセンターをきちっと置くというふうなことをやっぱり明確に、そのどうも連携が同じ備前市でありながら連携がされてねんじゃないかというのをちょっと心配するんですわ。ですから、細かい機能は木が1本あろうが2本になろうが、そんなことを言よりゃへんのですよ。だから、市民センターはどうしていく、だからここの図書館をするんならきちっとするということを明確に決めてもろうて、この旧アルファビゼンの跡地はこういった形で活用していくというふうなことを明確に、どうもそのこっちが要らん心配しよんかもしれんけど、どうもあつちはあっち、こっちはこっちというて、連携されとるような感じがせんので、その辺を明確にしてもらえたらなと。その辺のことについてよう市長に言うてもらって、どうせ市長の指示で動きよんじやろうから、その辺をよう言うてもろうたらと思うんですが。

○梶藤契約管財課長 委員もおっしゃられたように、図書館構想との兼ね合いというのはやっぱりずっと付きまとっているものでございます。その中で、私どもが先走った発言をすれば、そちらの構想のほうにも響いてくるというような部分がありますので、なかなかはっきりというようなことは難しいかなと思います。こちらの平面の計画につきましても、例えば図書館構想の中で市民センターの中にそういう公民館的なものはもうなくなるというような場合にも対応できるというようなことも考えながらのちょっと平面になっておりますので、その公民館的なものも見受けられるなとかという部分は確かにあると思いますが、公民館機能をこちらに持ってこなくてもこちらの建物の中でにぎわいや交流が図れるというような形での思いがこの中には入っていると考えております。

○掛谷委員 基本方針のところからまた返ったら市民に開かれたにぎわい云々、市民の、市民の、片上地域とは限定されてない、ところがここはもう片上地区、市民の全体の施設でございます。たまたまその片上にあるから片上が多分多く使うと思います、現実には。寒河のほうからここへ、遠いところからわざわざに来るとしたらよっぽどだと、なかなかないと思います、現実には。市民、市民といえども片上は大体使うんじゃないかと推察されます。それが1つ。ということは、やっぱり片上の周辺、この辺で使う施設にどうしてもなるんじゃないかなということは頭に置かないといけないんじゃないかと、市民全体、全体といっても、というのはどう考えているのかということと、見解が違うのはレンタサイクルというのは話があった、何かこれで伊部の町まで行くんだとか、片上をレンタサイクルで回っていくんだというような話もあるけど、それはないとは言いません。だけど、そんなもん無駄ですよ。要するにサイクリングロードを使っていく人は今のサイクリングターミナルの広い駐車場があって、これほとんど8割がもう県外なんです。だから、駐車場がない限りは、そこからスタートする以外はないんですよ。だから、サイクリングターミナルとそのものをもう一回よう考えて、そこで出発して帰ってシャワーを浴びてよかったなというふうなんが現状なんです。しっかりとそこら辺の愛好家、いわゆるサイクリングロードを楽しんでいるような方々と、それから親子が本当に楽しむようなことと別次元の話なんです。だから、ここにあるような、ここを拠点にレンタサイクルというのはそういう

愛好家ではない、そういう人がこれで何ぼ使ってこんなん使うんかと言ったら私はもう疑問だと思う。片上の町は、歩いていく町ですよ。伊部まで行くんだったら、レンタサイクル要りますよ。誰がこんなもん使って、伊部につくればいいわけですよ、それは。伊部だって、そこからだったら歩いていきやええし。だから、何にしてみてもちょっとおかしいんですよ、この考え方自体が。だから、その辺がすっきりしないと言うんですよ。意見です。

○川崎委員長 ほかには。

○石原委員 自分の意見があるんですけど、さっき駐車場がありましたけど、確認なんですけど、あの旧アルファビゼン跡地の近接地に新たに駐車場ができるということでしたよね、確認ですけど。

○梶藤契約管財課長 さきの議会の中でそういう予算を計上させていただいて、購入するという形で進めさせております。プラス25台程度は確保できるんじゃないかと考えております。

○石原委員 これ本当に議会もこれだけの人数ですし、それから市民になればさらにもうすごい人数ですし、もういろんな考え千差万別十人十色ございますけれども、そういう中で集約して進んでいかにゃおえん中で、本当に一番参考になるのはまさしく自転車でいえば愛好家の皆さんなんかと、もう本当に市民であれ議員であれ、いろんな考えを持って発言をするんですけど、そこを本当に現場へ出たの肌でもってそこらを感じ取って整備に向かっていただきたいということ、これもまあまあ意見になるんですけど、申し述べさせていただきたいと思います。

○田口副委員長 先ほど石原委員も発言されましたけど、取りあえずその建物を撤去して更地でもいいじゃないかというような発言もありましたけど、私も当初はそういう意見を述べさせていただきました。ここの部分についても公共施設を減らせ、減らせと言われるようなずっと続けてきとるような状態の中で、やっぱり潰した後にまたこういう形で箱物を造るということでちょっと違和感があります。この建物部分というのは、橋本委員も言われたように極力私は小さく狭くしてやるならやるべきだと思っております。広くなればなるほど後々の経費負担とか維持管理も難しくなりますんで、やっぱり必要最小限にああいうものはするべきだということをちょっと意見として述べさせていただきます。

○川崎委員長 ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほんなら委員長を替わってください。

〔委員長交代〕

○田口副委員長 委員長の職を交代します。

○川崎委員 私はこの計画を見て、200人入れるということになると4人の乗用車で来ても50台要るんですよ。26台、それで今別の駐車場を購入するということで、ここの200人は何とか4人乗りで来れば駐車台数は確保できるんでしょうけど、1人、2人じゃったらもっと駐車場が要るということ、市民センターが使われていない最大の理由は駐車場がないことだと、今現実の利用状況は結局駐車場がないために地域住民を中心にした方しか使えないわけですよ。だか

ら、今の市民が使っている50人の部屋とか100人とか200人とか、結構今の市民センターには大小の部屋があります。そういうものの利用状況をよく見て、その中でも本当にフル回転で使ってみたいと思うようにするためには、何とんでも私はもう駐車場がないというのは決定的じゃないかなと、そういう意味ではこういうものを計画するのであれば市民センターとして残るのか、新図書館として今の市民センターは残るのか、どちらにしろ今は置きにくい駐車場です。本当にお隣なんか買って図書館にしても、また市民センターと最大限フルに活用するにしても、大きなイベントをすとなつたらずっと品川の駐車場を借らんといけないような状況でしょう。今第3駐車場というんですか、あそこが何か購入して幾らか増えとんで、どの程度駐車場確保できるのかということがありますが、やはりもう少しこの狭い片上地区が中心として周辺の住民がやっぱり車、定期路線バス使ってもしっかり安心して来られるようなまちづくり、その拠点としてどういう施設が必要なのか、もう少し市民センターとのすみ分けを明確にして、市民センターの中で十分使えるものをまた造るというようなことは絶対反対で、まさに公園にするか、何も考えないのであれば潰した後、住宅地なり商業地として完全売りに出すというんですか、住宅地として提供すると、商業地として提供すると、それが一番いい解決かなと思ったりします。そういう意見もあるということを書いて、やっていただきたいということをお願いしときます。

以上です。

○田口副委員長 それでは、委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○川崎委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、実施計画書も来年度に延びる予定ですから、再度来年度になって総務産業委員会での議題としていきたいと思えます。

それでは本日の委員会を閉会します。

午後3時49分 閉会